

第5期

伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画 及び第1期障がい児福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度



平成30（2018）年3月

伊勢原市

「障がい」の表記について

「害」の字表記については、印象の悪さや、マイナス的なイメージにより「障害」を「障がい」とひらがな表記に変更する取組が全国的に広まっています。

「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」（策定委員会）等において「害」の字について再検討したところ、様々な意見はありましたが、「障害」という用語自体に代わる一般的な言葉がない実情を踏まえ、差別や不快を感じる人が少しでもいるのであれば、改められるべきではないかとの考えにまとまりました。よって、本計画では、人の状態を表すなど人に関連して使用する場合は「障がい」と表記し、法令や法令上の規定、団体名などの固有名詞には漢字表記を使用することとしました。

今後、市が新たに作成する行政文書についても、人権尊重の観点から「障害」を「障がい」とひらがな表記するよう努めて参ります。

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	3
2 法律・制度の動向	4
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者数等の推移	11
2 障がい者相談の状況	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	17
2 基本視点	18
3 基本目標	19
4 施策の体系図	22

第4章 障がい者計画

目標1 お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる	27
目標2 障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる	35
目標3 ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる	47
目標4 バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる	63

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本指針	71
2 障がい福祉計画（障害福祉サービス等の見込量と確保策）	74
3 障がい児福祉計画（障害児通所支援等の見込量と確保策）	101

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備	109
2 計画の推進管理	110

資料編

1 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会設置要綱	113
2 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会名簿	115
3 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会企画運営会議	116
4 計画策定の経過	117
5 用語解説	120

第1章

計画の概要



イラスト：英樹 作

※中表紙は、障がいのある人に描いていただいたイラストです。

本市では、前計画（平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの計画期間）において「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち いせはら」を基本理念に、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

この間に、知的障がいや精神障がいのある人の増加に加えて、高次脳機能障がいや発達障がいのある人、さらには難病患者への支援の必要性が高まる等、障がい者福祉の対象は大きく広がってきています。

平成28年7月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、多くの利用者の方々が死傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。障がいのある人に対する偏見や差別的思考から引き起こされたこの事件は、障がいのある人やご家族のみならず多くの方々に衝撃と不安を与えました。

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、障がいのある人への虐待も含め、障がいのある人の人権を尊重することの重要性が、改めて浮かび上がってきています。

また、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいのある人の人権擁護に向けての法整備が進み、また、平成28（2016）年の5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正により、新たな福祉サービスが導入される等、多様化・複雑化する障がい者福祉の様々な課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

このように、障がい者をめぐる環境が大きく変化する中で、障がい者が自らの意思により、地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村の担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

こうした国の動向、社会情勢、ニーズの変化等を踏まえ、本市は、ここに「第5期伊勢原市障がい者計画」、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活していけるよう、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がい者施策の推進を図ります。

- 平成17（2005）年4月「発達障害者支援法」の施行
発達障がいの定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行なう体制の整備など
- 平成18（2006）年4月「障害者自立支援法」の施行
身体障がい、知的障がい、精神障がいの一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など
- 平成18（2006）年12月「バリアフリー法」の施行
（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）
公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障がい者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など
- 平成18（2006）年12月「教育基本法」の全部改正
「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など
- 平成19（2007）年9月「障害者権利条約」に署名
（障がい者の権利に関する条約）
障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定など
- 平成23（2011）年8月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行
障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加など
- 平成24（2012）年10月「障害者虐待防止法」の施行
（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）
障がい者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置など
- 平成25（2013）年4月「障害者総合支援法」の施行
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。
【一部平成26（2014）年4月施行】

- 平成25（2013）年4月「障害者優先調達推進法」の施行
（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）
国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
- 平成26（2014）年1月「障害者権利条約」批准
署名から約7年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、日本は140番目の締結国となりました。
- 平成28（2016）年4月「障害者差別解消法」の施行
（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
- 平成28（2016）年4月「改正障害者雇用促進法」の一部施行
（障害者の雇用の促進等に関する法律）
雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなど
- 平成28（2016）年5月「成年後見制度利用促進法」の施行
（成年後見制度の利用の促進に関する法律）
成年後見制度の利用の促進について、基本的な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するなど
- 平成28（2016）年5月「改正障害者総合支援法」成立
自立生活援助や職場定着支援など新規事業の創設など
- 平成28（2016）年5月「改正児童福祉法」成立
障害児支援のニーズの多様化に対応するため障害児福祉計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進するなど
- 平成28（2016）年5月「改正発達障害者支援法」成立
「社会的障壁」の除去、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うなど

(1) 法制度における位置付け

障がい者計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく計画であり、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な指針となる計画として定めるものです。

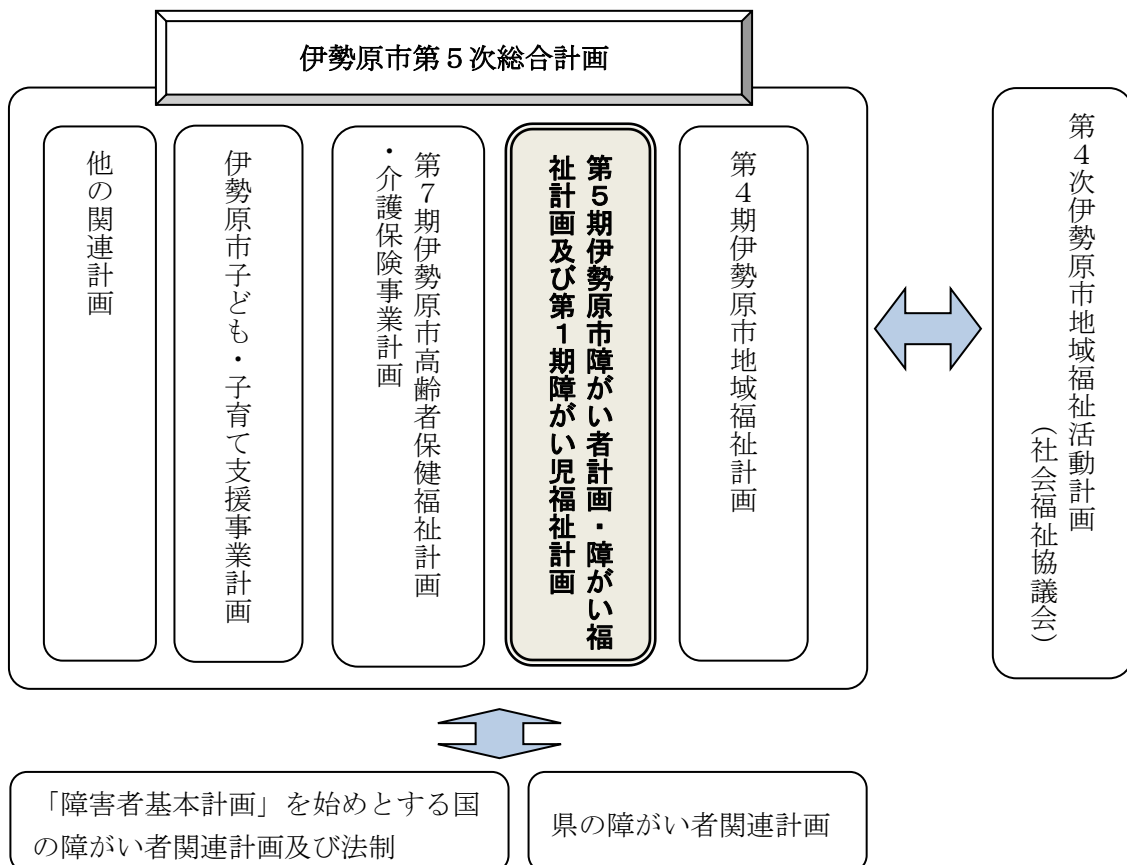
また、障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく計画であり、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他業務の円滑実施に関する計画として定めるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

なお、この計画は、本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 本市の計画体系における位置付け

この計画は、本市のまちづくりの方向性を示した総合計画を踏まえつつ策定する計画であり、保健福祉関連の計画郡の中であって、本市の障がい者施策に関する個別の計画として位置付けられるものです。



4

計画の期間

障がい者に対する施策全体に関する「障がい者計画」及び障害福祉サービスの提供等に関する「障がい福祉計画」並びに障害児通所支援の提供等に関する「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、計画の対象期間を平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間】

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	
国	障害者基本計画	第2次				第3次						第4次						
	かながわ障害者計画	第1期						第2期										
県	障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期												
	障害児福祉計画												第1期					
市	障がい者計画	第2期				第3期	第4期	第5期										
	障がい福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期												
	障がい児福祉計画											第1期						

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

本市における保健福祉行政の調査及び審議機関として、市内関係機関や関係団体の代表者や学識経験者等により組織されており、この計画の策定について総合的な審議を行いました。

(2) 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会（策定委員会）

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会として位置付けられ、障がい者を含む市民、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等により組織されており、この計画の具体的な取組及び計画内容について協議、検討を行いました。

(3) 実態・意向調査の実施**<障がい者福祉についての意識調査>**

① 一般市民調査

対象者 15歳以上の一般市民
 配付 900件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 366件 回収率 40.6%
 実施 平成29(2017)年7月

② 障がい当事者調査

対象者 障がい者及びその家族
 配付 1,100件(無作為抽出、発送回収共に郵送)
 回収 640件 回収率 58.1%
 実施 平成29(2017)年7月

<障害福祉サービスについての利用実態調査>

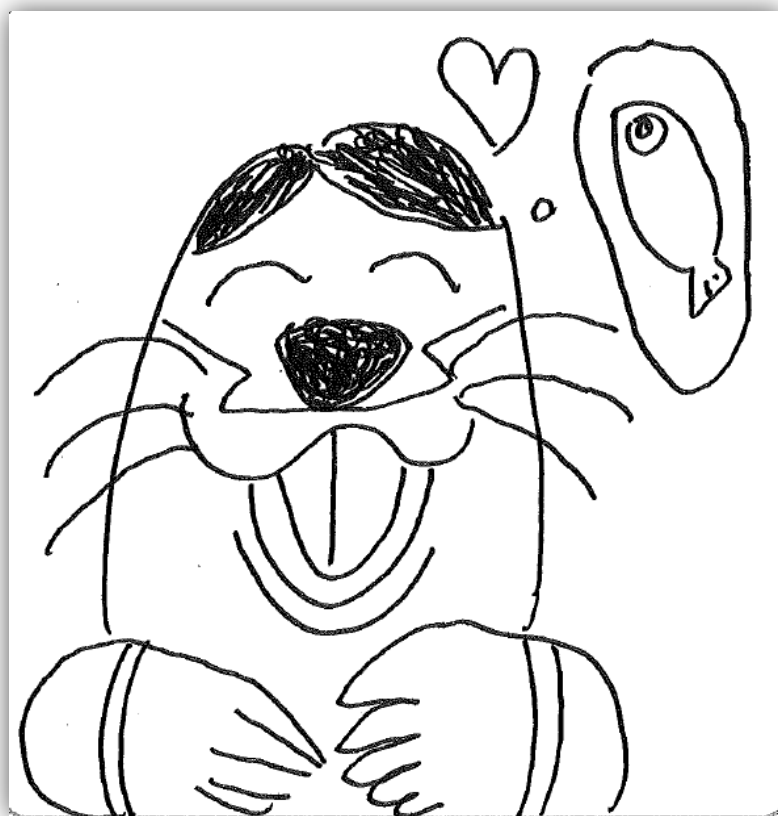
対象者 障害福祉サービス利用者
 配付 918件(障がい者 599件 障がい児 319件)
 回収 487件 回収率 53.0%
 実施 平成28(2016)年11月

(4) パブリックコメント（意見募集）の実施

平成29(2017)年12月15日号の「広報いせはら」にパブリックコメントの実施及び閲覧場所を掲載するとともに、市のホームページに掲載し、平成29(2017)年12月20日から平成30(2018)年1月19日まで、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。

第2章

障がい者を取り巻く現状



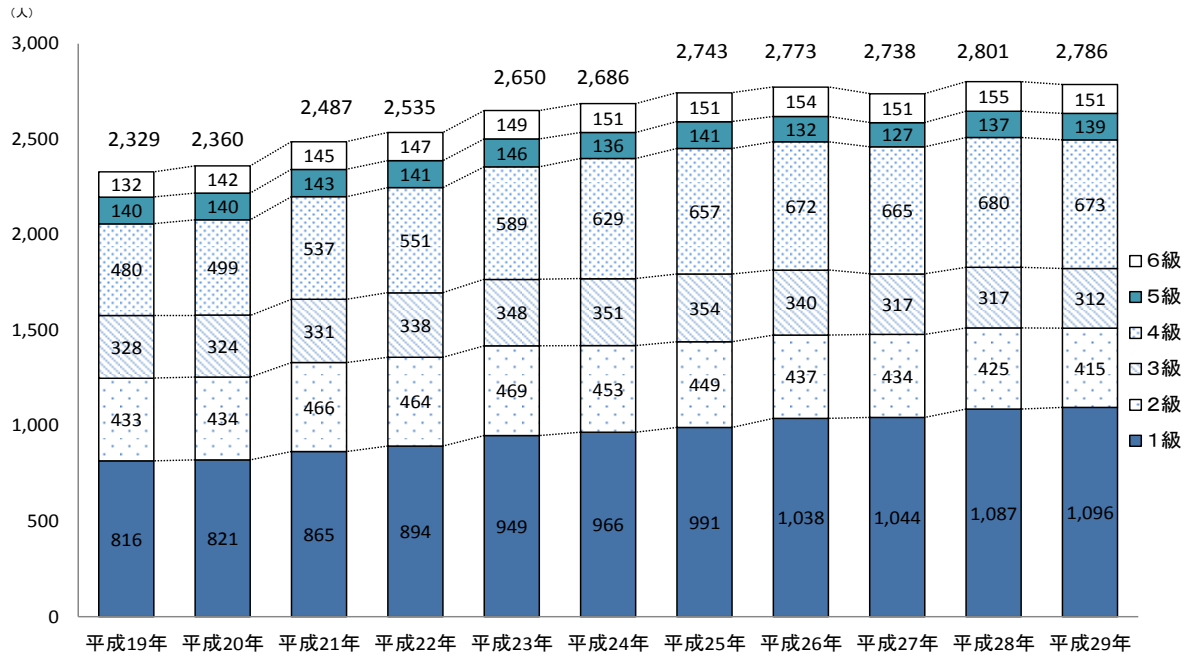
イラスト：Ayako 作

障がい者数等の推移

(1) 身体障がい者数の推移（身体障害者手帳交付者数）

（各年4月1日現在）

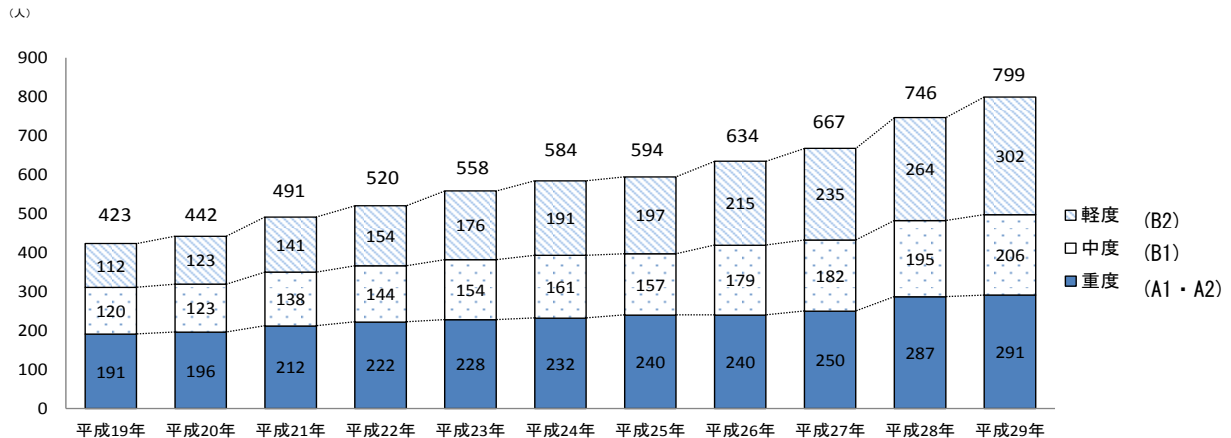
手帳交付者数は、平成26（2014）年以降は横ばい状態です。10年前に比べて、1級及び4級の数が増えています。年齢別にみると、平成29（2017）年における65歳以上の身体障がい者数は、1,926人（69.13%）となっており、高齢化及び重度化の傾向が推測されます。



(2) 知的障がい者数の推移（療育手帳交付者数）

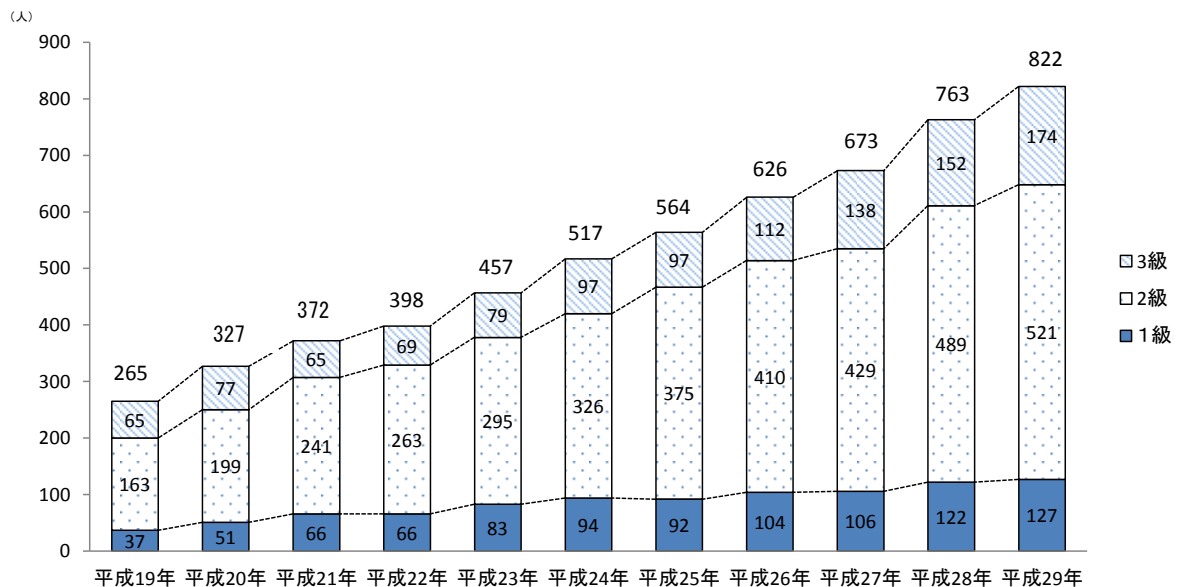
（各年4月1日現在）

手帳交付者数は、全体的に増加傾向にあり、中でも「軽度」が平成19（2007）年112人に対し、平成29（2017）年302人と約2.6倍となっています。



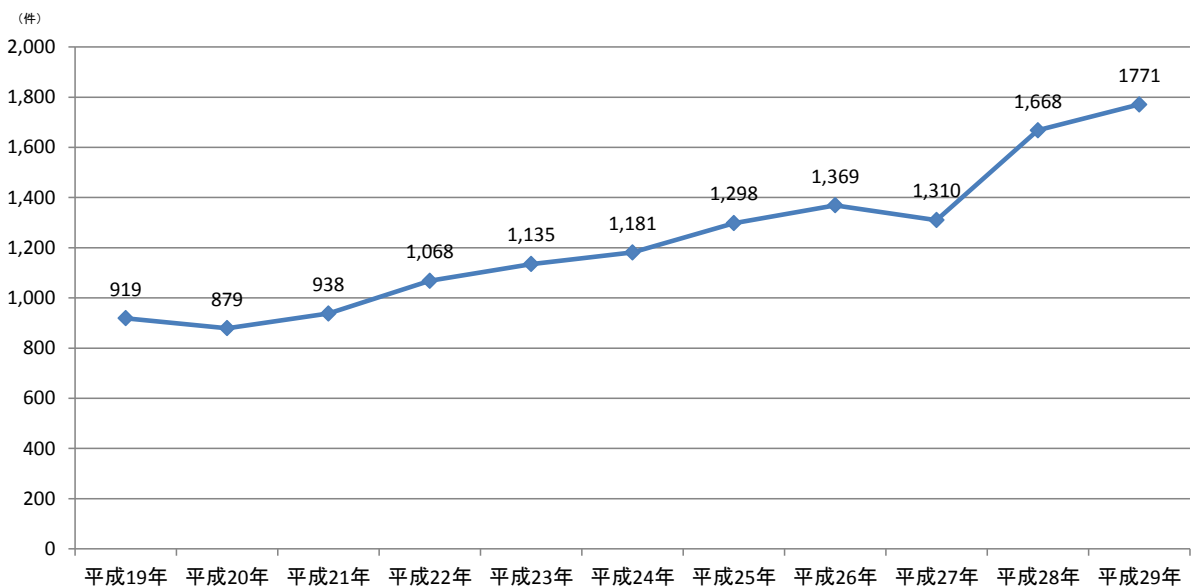
(3) 精神障がい者数の推移（精神障害者保健福祉手帳交付者数）（各年4月1日現在）

平成7（1995）年度に創設された制度であり、手帳交付者数は、制度の普及とともに、大幅な増加が続いています。



(4) 自立支援医療（精神通院）医療受給者証の交付件数（各年4月1日現在）

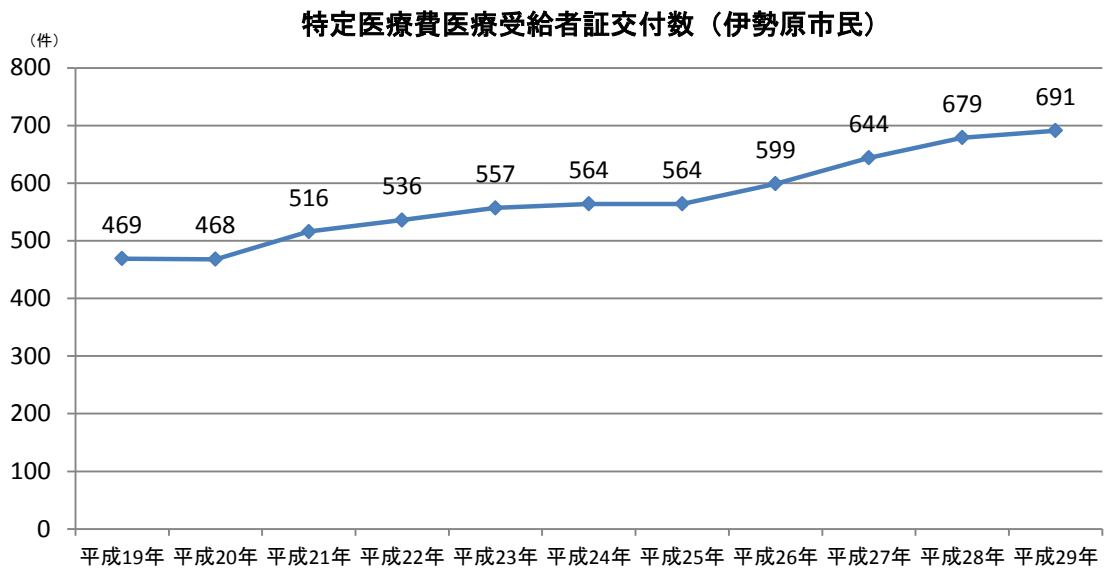
平成18（2006）年度に創設された制度であり、交付件数は、平成19（2007）年と比較して、平成29（2017）年では852人増加し、約1.9倍となっています。



(5) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付数

(各年4月1日現在)

交付件数は、平成19（2007）年と比較して、平成29（2017）年では222人増加し、約1.4倍となっています。



2

障がい者相談の状況

(1) 障がい者相談の推移

平成28(2016)年の相談者総数は、平成20(2008)年の20倍以上となっています。障がい別では「精神障がい者」、「知的障がい者」及び「障がい児」が多くなっています。

(件)

区分/年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
障害者	身体障害者	87	170	173	153	318	468	683	580	699
	重症心身障害者	9	14	19	11	10	16	40	39	40
	知的障害者	40	150	200	247	836	1,485	2,272	2,366	2,560
	精神障害者	212	434	451	533	1,214	1,668	2,227	2,524	2,797
	発達障害者	8	25	46	68	92	48	27	60	91
	高次脳機能障害者	1	20	27	9	39	8	24	60	93
	その他	29	76	71	53	87	50	53	63	69
障害児	2	72	126	146	818	1,238	2,870	2,624	1,984	
合計	388	961	1,113	1,220	3,424	4,981	8,196	8,316	8,333	

(2) 支援方法の推移

平成28(2016)年の支援方法は、「電話」と「関係機関調整」で全体の7割近くを占めています。一方、「来所」は、近年減少傾向にあります。

(件)

区分/年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
支援方法	訪問	40	216	252	178	733	1,489	1,953	2,303	2,273
	来所	527	1,354	1,212	1,188	1,824	2,863	3,244	2,751	2,617
	同行	16	68	152	133	225	282	306	394	367
	電話	643	1,354	1,258	1,697	2,435	4,053	5,396	5,677	6,741
	メール	13	13	6	20	27	58	160	163	192
	個別支援会議	10	25	49	64	264	358	387	428	415
	関係機関調整	428	960	1,393	1,227	1,623	4,958	6,143	5,297	5,808
	その他	13	27	111	133	39	13	34	16	22
	合計	1,690	4,017	4,433	4,640	7,170	14,074	17,623	17,029	18,435

(3) 相談内容の推移

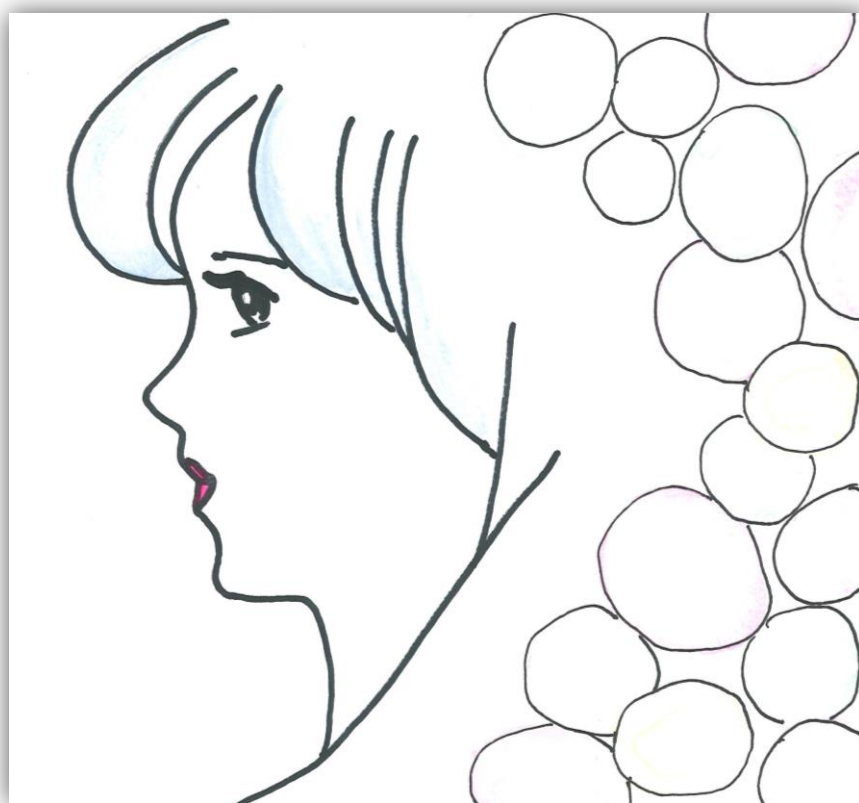
平成28(2016)年の相談内容は、「福祉サービス」が全体の半数以上を占めています。また、「健康医療」は、大幅な増加が続いています。

(件)

区分/年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
相談内訳	福祉サービス	607	1,117	1,184	1,352	3,290	7,998	11,292	10,659	10,910
	障害疾病理解	263	301	139	198	599	502	530	664	831
	健康医療	180	268	301	355	465	1,494	1,727	2,072	3,145
	不安解消	282	362	412	732	798	672	707	758	679
	保育教育	11	20	75	198	421	439	1,166	1,095	799
	家族関係調整	339	260	241	125	329	558	789	914	1,232
	家計・経済	96	113	238	191	306	605	731	738	849
	生活技術	136	113	91	130	337	522	559	744	720
	就労	134	384	457	429	345	714	776	708	856
	社会参加	145	118	142	92	75	46	291	212	266
	権利擁護	38	43	81	72	95	213	237	303	254
	その他	198	1,003	875	595	767	920	627	178	192
	合計	2,429	4,102	4,236	4,469	7,827	14,683	19,432	19,045	20,733

第3章

計画の基本的な考え方



イラスト：井姓香 作

**障がいのある人もない人も、
共に考え、支え合い、
安心して暮らせるまち いせはら**

障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現することが求められています。

特に、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がいのある人もない人も一人ひとりがかげがえのない存在であることを大切にして、障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組むことが重要です。

伊勢原市は「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまちいせはら」を基本理念として、計画の推進を図ります。

2

基本視点

基本的視点 1：障がい者の人権の尊重

障がいのある人もない人も、共に生きる地域づくりを推進するため、障がいを理由とする差別や偏見の解消や虐待の防止を推進します。

また、障がい者一人ひとりに寄り添いながら各種施策の充実と多様化を図ります。

基本的視点 2：障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者施策の策定に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意思を尊重します。

そして、その実施に当たっては、障がい者本人が自分の考えで意思決定を行うことができるよう支援します。

基本的視点 3：当事者本位の総合的な支援

障がい者の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用等の各分野の有機的な連携の下施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

基本的視点 4：障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定し、実施します。

基本的視点 5：暮らしやすさの向上

年齢や障がいのあるなしに関わらず、誰でも必要とする情報を簡単に入手し、利用できるようにするため、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設、設備、サービス、情報、制度などの利用のしやすさの向上を図ります。

3

基本目標

この計画では、基本理念を実現していくために、4つの基本目標を設定し、施策展開を図ります。

【4つの基本目標】

- (1) 全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる
- (2) 障がいのある人もない人も、共に暮らし、支え合うまちをつくる
- (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる
- (4) バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

基本目標1：全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

あらゆる機会や情報媒体を通し、障がい福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、全ての人々が、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がいのある人に対する差別や偏見を持つことのない地域社会をつくります。

また、障がいのある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、障がいのある人及びその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

基本目標2：障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、ボランティアの育成を図る等、地域の人々の協力体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が円滑にスポーツ、レクリエーションや文化・芸術活動に参加できるよう、環境整備等を推進します。

さらに、障がいのある人は災害時に様々な困難に直面することが考えられるため、地域の人々と関係機関が一体となった支援体制を構築します。

基本目標 3 : ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

障がいのある人が自分に適したサービスを自ら選択できる仕組みづくりのために、情報提供体制の充実を図るとともに、身近なところで気軽にサービス利用に

関する相談ができるよう、相談体制の強化に取り組みます。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。

さらに、障がいの種別や程度に十分配慮して、その人に合った情報提供や説明方法等について工夫し、相談等に柔軟に対応ができるよう、行政を始めとして、関係職員の意識改革を図っていきます。

障がいのある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活できる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

基本目標 4 : バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

障がいのある人が、地域の中で、生き生きと活動していくためには、社会への参加を制約している様々な障壁を取り除き、ソフト、ハード面の両面にわたる社会のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がい者等が安心して地域で生活が送れるまちづくりを推進します。

4

施策の体系図

基本理念

障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち いせはら

基本視点

障がい者の人権の尊重

障がい者の自己決定の尊重
及び意思決定の支援

当事者本位の総合的な支援

障がい特性等に配慮した
支援

暮らしやすさの向上

基本目標

(1)
全ての人がお互いを尊重し、
理解し合えるまちをつくる

(2)
障がいのある人もない人も
共に暮らし、支え合う
まちをつくる

(3)
ライフステージに応じた
切れ目のない支援ができる
まちをつくる

(4)
バリアフリーで暮らしやす
いまちをつくる

施策の方向

基本施策

1 理解と協力の促進

① 相互理解の促進

2 人権の尊重

- ① 権利擁護の推進
- ② 障がい者を理由とする差別の解消の推進
- ③ 虐待の防止

1 地域ぐるみの協力体制の充実

- ① 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の充実
- ② 地域の支え合い活動の推進

2 文化活動・レクリエーション・
スポーツ等の振興

- ① 文化・芸術活動の推進
- ② レクリエーション・スポーツ等の推進

3 防災・防犯・緊急時の支援体制の充実

- ① 防災・緊急時対策の推進
- ② 防犯体制の充実

1 情報提供・相談体制の充実

- ① 情報提供の充実
- ② 相談支援体制の充実

2 地域生活を支えるサービスの充実

- ① 地域生活支援サービスの充実：障がい福祉計画
- ② 障がい児・発達に不安のある子どもの療育、保育、
教育、福祉体制の充実：障がい児福祉計画
- ③ 就労への支援
- ④ 外出への支援
- ⑤ 経済的自立への支援

3 健康づくり

① 保健・医療の充実

1 暮らしの場の確立

- ① 住まいの場の整備
- ② 障がい者施設の整備

2 福祉のまちづくりの推進

- ① 利用しやすい施設づくり
- ② 道路交通環境の整備

第4章

障がい者計画



イラスト：mariko 作

基本目標 1

お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

施策の方向 1：理解と協力の促進

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人は、日常生活の中で物理的な面だけでなく、制度的、文化的、意識上等のバリアによって社会的な不利（ハンディキャップ）を受けている可能性があります。

近年、ノーマライゼーション理念（障がいのある人もない人も、全て人として一般社会の中で普通の生活が送れるように共に生活するのが当たり前であるという考え方）が普及し、障がいのある人への理解は着実に進んできていますが、支援を必要とする人々に偏見を持たず、多様性を認め合い、地域社会の一員として受入、支え合う意識を持つ人々が多くなっていくよう、一層の理解の広まりや深まりが期待されています。

今後は、様々な啓発手段を活用しながら、障がいのある人や障がいについての認識や理解を更に深め、バリアのない社会を築いていくことが必要です。

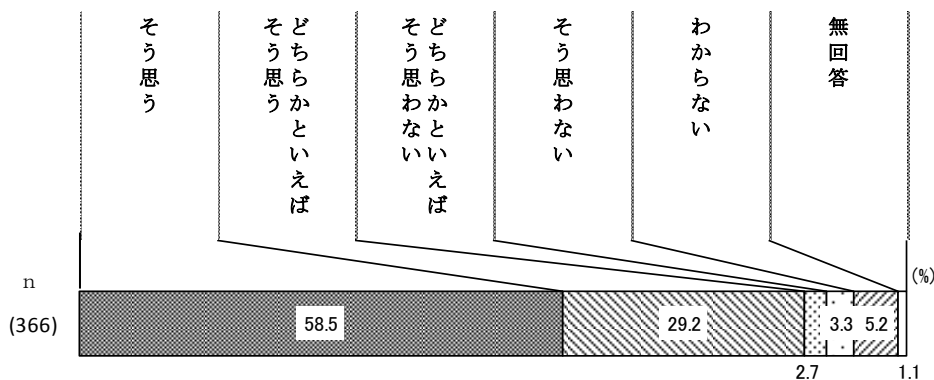
また、ノーマライゼーション理念の浸透のためには、障がいのある人ない人にかかわらず、全ての人々が、社会の様々な分野において交流し、お互いの理解を深め、共に協力していけるような社会環境を創りあげることが求められています。

それには、相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、身近な場所で、気軽に集まり、お互いに情報交換したり、相談し合えるような集いの場や機会を提供することが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

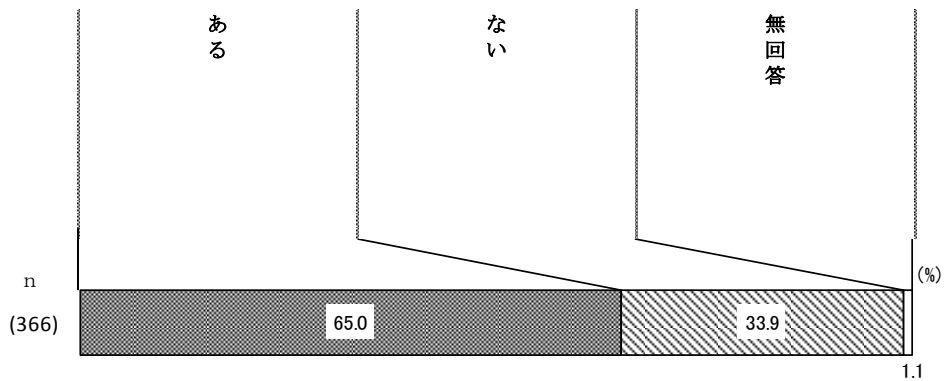
【市民意識調査（一般市民）】

問2 「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について

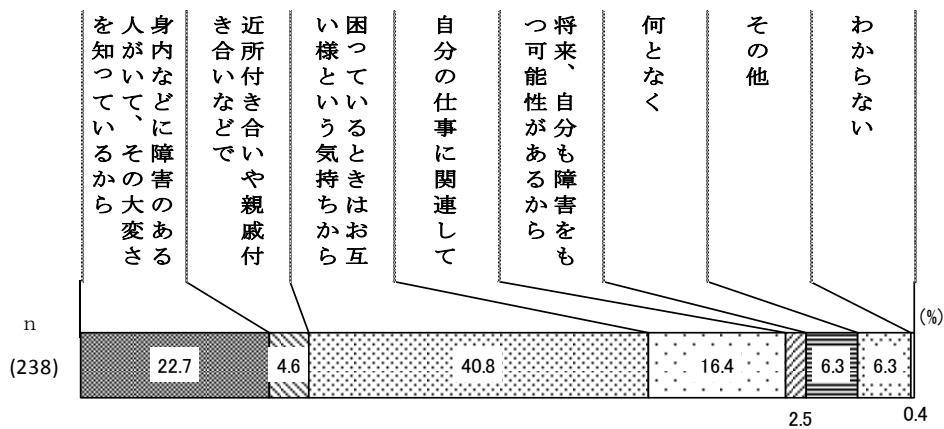


「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて87.7%が当たり前だと思っています。

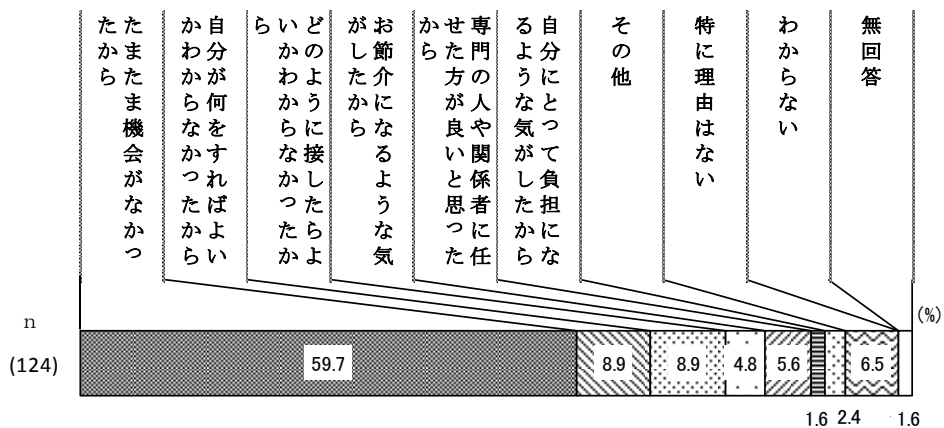
問5 障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたこと



問5-1 障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをした理由



問5-2 障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしなかった理由



65.0%の人が「ある」と答え、その回答者の40.8%は「困っているときはお互い様という気持ちから」と回答しています。

手助けをしたことがない人については、59.7%の人が「たまたま機会がなかったから」と回答しており、意識的にしないということではない様子がうかがえます。

【当事者部会意見】

- 子どもたちへの障害理解について福祉教育等、何か取組ができれば良い。

【基本施策① 相互理解の促進】

障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の広まりや障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。

小中学校においては、インクルーシブ教育を推進し、学校、家庭、地域との連携の下での障がい者理解についての人権教育の推進に努めます。

また、障がいのある人同士や、障がいのある人とない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
街頭キャンペーンの実施	障がい者理解の促進を目的に「障害者週間」である12月3日から9日までの間、啓発活動の一環として街頭キャンペーンを実施します。	障害福祉課 社会福祉協議会
障がい者福祉施設等の製品販売場所の設置	市役所一階ロビーに障がい者福祉施設等の製品を販売する場所を提供し、障がい者の就労機会の拡大及び販売等を通じて障がい者と地域住民との交流の場を提供します。	障害福祉課
障がい者スポーツ大会の実施	スポーツやレクリエーションを通じ、障がいに対する市民の理解と関心を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施します。	障害福祉課
障がい者自立更生・援護功労者に対する表彰及び啓発	障がい者の自立更生意欲を高めるとともに、障がい者への理解を推進するため、自立更生者・援護功労者に対する表彰を行います。	障害福祉課
ふれあい福祉まつりの実施	障がい者と地域住民とが交流する場として「すこやか園」及び「地域作業所ドリーム」において福祉まつりを実施します。	障害福祉課
福祉作文の募集	福祉作文を通して社会における連帯感と思いやりや助け合いの意識の向上を図るため、市内小中学生を対象として福祉作文募集事業を実施します。	福祉総務課
福祉展の開催	高齢者や障がい者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課
人権研修への職員派遣	職員研修の一環として人権・同和団体主催の講演会等に職員を派遣します。	人権・広聴相談課

主な事業	内 容	主管課
人権啓発講演会の開催	全ての市民が差別や偏見をなくし、相互の人権を尊重し合えるよう、人権について考える人権啓発講演会を開催します。	人権・広聴相談課
人権教育研修会等への教職員の派遣・人権啓発講演会の開催	人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権教育研修会等を開催するとともに、各種人権団体が開催する研修会等へ教育委員会職員及び教職員を派遣します。	教育総務課
人権教育の実施	人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育の推進に努めるとともに、学校教職員の人権教育に対する意識の向上を図ります。人権教育推進校の研究を推進するとともに、人権移動教室・人権教育研修会・研究会派遣実習等を実施します。	教育指導課
<u>インクルーシブ教育</u> の推進	障がいのあるなしにかかわらず、学校生活の中で互いを理解しながら社会性・思いやりの心を育むために、学校教職員への研修会等を開催します。	教育指導課
人権セミナーの開催	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課

施策の方向 2 : 人権の尊重

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が、障がいのあることを理由に差別されることのない社会が求められています。そのため、障がいのある人の人権の擁護という観点から、関係する法律や条約について、広く市民に周知し、障がいのある人への理解を深めていくことが重要です。

また、障がいのある人が地域において、生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすことができるためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障がいがあることで不利益な取扱いを受けることなく安心して暮らしていける権利擁護の仕組みを構築する必要があります。

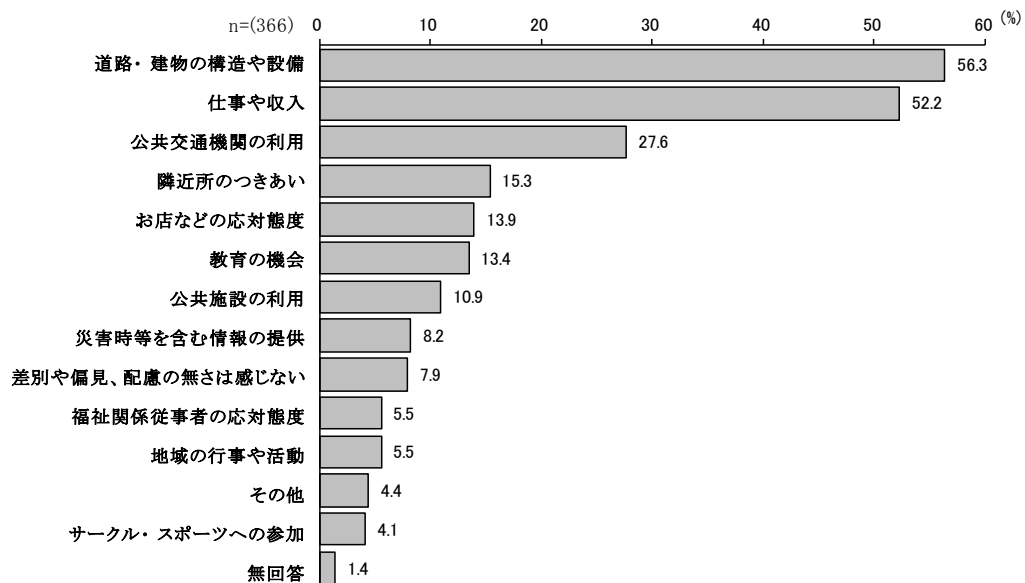
障がいのある人に対する虐待は、家庭、職場、施設など、社会生活の様々な場面において行われるおそれがあり、その類型も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任など様々です。そのため、虐待を未然に防ぐための取り組み及び虐待の早期発見、発見時の迅速な対応が強く求められています。

また、障がいのある人が自分で決められることは自分で決め、援助が必要な部分は援助者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、意思決定に関する支援や成年後見制度等の利用支援が求められています。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（一般市民）】

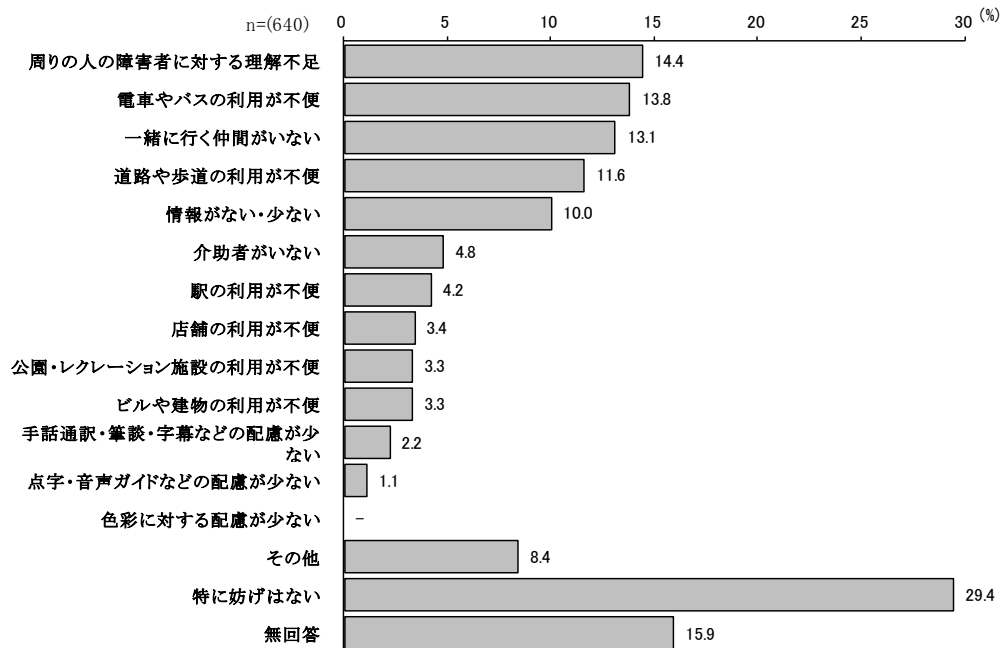
問 6 障害者に対して差別や偏見又は配慮の無さを感じるどころ



「道路・建物の構造や設備」56.3%と「仕事や収入」52.2%が半数を超えて多くなっています。

【市民意識調査（障害者）】

問 27 社会参加をする上で妨げになっているもの



「特に妨げはない」と回答している者が 29.4%と一番多いが、「周りの人の障害者に対する理解不足」が妨げになっていると回答している人が 14.4%います。

【基本施策① 権利擁護の推進】

障がい者の権利が擁護され安心して地域で生活が送れるよう、相談体制の充実及び福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス、成年後見・権利擁護推進センター等の事業を推進します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
成年後見制度利用支援事業	サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を行います。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢課

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの利用促進	成年後見・権利擁護推進センターを運営するとともに、その利用促進に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
市民後見人の育成と活動支援	増加する成年後見ニーズに対応するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域福祉の推進の観点から市民後見人を育成します。	福祉総務課 社会福祉協議会
人権相談	横浜地方法務局厚木支局と連携し、人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・広聴相談課

【基本施策② 障がい者を理由とする差別の解消の推進】

人権に関する啓発事業を継続するとともに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において障がい者等の差別に関する課題整理を行い、相談体制の整備及び啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実 【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
人権研修への職員派遣 【再掲】	職員研修の一環として人権・同和団体主催の講演会等に職員を派遣します。	人権・広聴相談課
人権啓発研修会の開催 【再掲】	全ての市民が差別や偏見をなくし、相互の人権を尊重し合えるよう、人権について考える人権啓発研修会を開催します。	人権・広聴相談課
人権教育研修会等への教職員の派遣・人権啓発講演会の開催	人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権教育研修会等を開催するとともに、各種人権団体が開催する研修会等へ教育委員会職員及び教職員を派遣します。	教育総務課
人権教育の実施 【再掲】	人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育の推進に努めるとともに、学校教職員の人権教育に対する意識の向上を図ります。人権教育推進校の研究を推進するとともに、人権移動教室・人権教育研修会・研究会派遣実習等を実施します。	教育指導課

主な事業	内 容	主管課
人権セミナーの開催【再掲】	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課
人権相談【再掲】	横浜地方法務局厚木支局と連携し、人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・広聴相談課

【基本施策③ 虐待の防止】

虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、虐待の防止、予防、早期発見のため の関係機関との連携強化及び普及啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
人権相談【再掲】	横浜地方法務局厚木支局と連携し、人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・広聴相談課
障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待防止センターを設置し、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者による虐待に関する相談、通報、届出の受理及び障がい者虐待を防止する普及啓発活動を実施します。	障害福祉課
高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの運営	高齢者及び障害者虐待防止ネットワークにおいて、虐待に関する地域課題の検討及び虐待の防止、予防、早期発見のための啓発活動や研修会等を実施します。	障害福祉課 介護高齢課
児童虐待防止事業	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るとともに、関係機関との連携を図り、児童の虐待防止に関する取組（要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待に対する対応、児童虐待防止のための研修会等の開催）を実施します。	子ども家庭相談課

基本目標2

障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

施策の方向1：地域ぐるみの協力体制の充実

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が、地域の中で安心して生活していくためには、地域の人々との支え合いが必要であり、日頃から地域の人々が障がいのある人と交流し、見守り、支援していくことが大切です。

こうした地域の交流は、障がいのある人を始め、高齢者や子どもを含めた全ての人々の地域への支え合いへと広げていく必要があります。

また、障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が必要となっています。そのためには、地域で福祉活動に参加できる人材を発掘、育成、支援していくことが必要であり、今後もボランティアのための学習機会の充実や、人材の確保を図ることが重要です。併せてボランティアの支援をつなぐ、コーディネート機能の充実が求められています。

さらに、障がいのある人が、日常生活の中で困ったときや手助けが必要なときに、周囲の人々に支援をお願いするための手段として、「コミュニケーションカード」、「黄色いハンカチ」、「ヘルプマーク」などの周知と利用の促進を図ることも重要です。

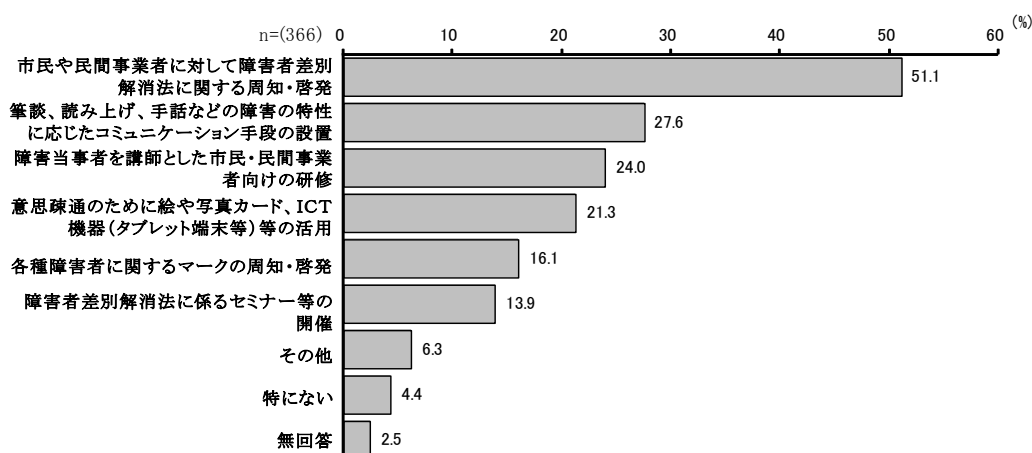
また、障がいのある人やその家族が運営している各種団体や各団体間のネットワークづくりを支援していくことも重要な課題です。



【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【市民意識調査（一般市民）】

問 8 社会的障壁の除去に向けて進めていくために必要なこと



「一般市民及び民間事業者等に対するの周知啓発」が 51.1%、「障がいの特性に応じたコミュニケーション方法の確保」が 27.6%、「障がい当事者を講師とした研修」が 24.0%の順となっています。

【当事者部会での意見】

- ・障がいのある人が地域でどのように生活したいのか、障がい当事者の声を聞いて、一緒に考えて欲しい。
- ・最近は駅アナウンス等もあって声を掛けてくれるようになった。しかし、どのように支援をしたら良いかわからない様子。支援の仕方がわかるようなポスターを掲示するなど、周知方法について工夫できると良い。

【基本施策① 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の充実】

伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の各専門部会の取組を充実し、機能を強化し、地域の実態や課題等の情報を共有し、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の開発、地域課題の解決に向けた協議を行い、幅広く情報提供の充実に努めます。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会との連携	湘南西部圏域内の3市2町と情報交換を行い、近隣の地域課題を把握し、その解決に向け連携した取組を行います。また、必要に応じて、神奈川県自立支援協議会へ課題等の提案を行います。	障害福祉課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障害福祉課

<伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会組織図>

湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会（年3回開催）



伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（年3回開催）

障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について、全体会で確認し、協議、検討を行います。

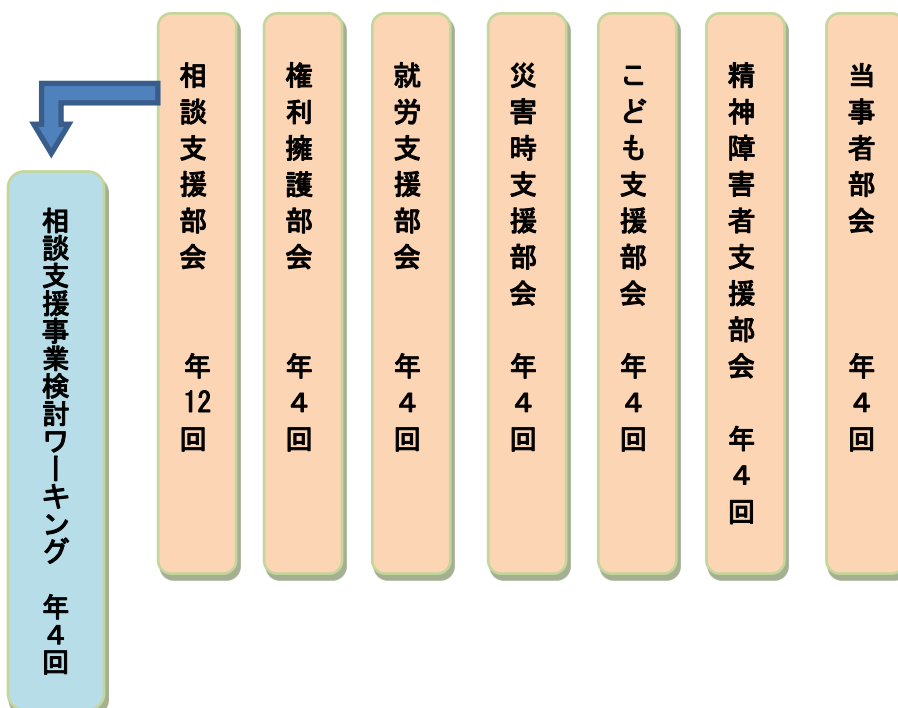
- ◆各専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案等について、全体での協議検討
- ◆障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定、点検、評価
- ◆困難事例への対応の在り方について
- ◆その他地域の障害福祉について検討すべき事項について

企画運営会議（年6回開催※予定）

企画運営会議は、協議会会長、副会長及び各専門部会の部会長で組織され、協議会全体の運営等について協議、検討を行います。

- ◆各部会からの報告を受け、地域課題や施策提案等についてのまとめ
- ◆協議会運営について
- ◆障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の策定、点検、評価

各専門部会（年4～12回）



■専門部会における取組

1 相談支援部会

障がいのある人及びその家族が利用しやすいサービス等が地域で提供されるように、相談支援事業者の視点で地域における課題検討や情報共有を行い、関係機関同士のネットワークづくりを目指します。

2 権利擁護部会

虐待等権利侵害事案への対応、金銭管理や契約などの経済活動の支援、日常生活のなかの自己決定の保障など、障がいのある人が地域で暮らす上で生活の基盤をなす仕組みづくりについて検討を行います。

3 こども支援部会

障がいや発達に不安がある子どもがその子らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりについて検討を行います。

4 災害時支援部会

障がい者が安心して地域生活が続けられるよう、災害時に備えて障がい者自らが防災意識を高め、また、地域において障がい者を速やかに避難させ、又は支援するためのネットワークづくりについて検討を行います。

5 就労支援部会

地域における障がい者の就労に係る課題の把握及び今後の取組の方向性について検討を行います。

6 精神障害者支援部会

社会的入院、社会的入所等を解消し、精神障がい者が安心して地域で自分らしい暮らしが実現するための取組について検討します。

7 当事者部会

障がい者が安心して地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、障がい当事者の視点で情報交換や課題検討を行い、障害種別を問わない当事者間のネットワークづくりを目指します。

【当事者部会取組について】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会では、障がい当事者との意見交換を行う場として、平成26（2014）年度から「当事者部会」を設置しました。肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者等をメンバーとして、年4回を基本に部会活動を行っています。平成29（2017）年度に、障がい者計画等の改定の年度であることから、今後の施策について障がい当事者の意見が反映されるよう意見交換を行いました。

■平成29（2017）年度の主な活動内容

第5期障がい者計画等策定に関する意見交換、当事者発表会の実施、民生委員児童委員協議会研修会講師、社会福祉協議会主催「子ども防災講座」への参加、市総合防災訓練要援護者支援訓練講師、障害者週間街頭キャンペーンへの参加など



【基本施策② 地域の支え合い活動の推進】

障がい者福祉団体等が行う自主的な活動に対する支援を行うとともに、地域福祉計画、地域福祉活動計画等との連携を図りながら、自治会や民生委員児童委員、障がい者福祉団体、NPO法人、ボランティア団体などと支え合う地域づくりを推進します。

主な事業	内 容	主管課
地域福祉の支え合い組織の啓発・支援	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織の啓発と活動を支援します。	福祉総務課
障がい者福祉団体支援事業	障がい者が自立した地域生活を営めるよう援助する活動を行う障がい者及びその介護者による団体に対し助成金を交付し活動を支援します。	障害福祉課
こころサポーター養成研修事業	自殺の現状や原因となる精神疾患についての知識、傾聴などの対応方法について学び、適切な相談窓口につなげることができる人材を養成します。	障害福祉課
介護予防サポーター養成・育成事業	様々な介護予防活動を行う地域のリーダーを発掘・育成し、高齢者が健康で生き生きと生活できる地域づくりを推進します。	介護高齢課
健康いせはらサポーター養成事業	健康づくりを推進できる人材育成のために、養成講座及び研修会等の育成事業を実施します。	健康づくり課
子育てサポーター養成事業	子育て支援に関して、必要となる講義や実習を通じて、地域の子育て支援ボランティアである子育てサポーターを養成するとともに、現任サポーターのスキルアップ研修を継続して実施します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の支援を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
市民活動サポートセンターの運営	市民活動の推進を目的に、市民活動に関する相談や情報提供、市民活動団体などの交流・連携を支援するとともに、打合せ場所の提供や印刷機の使用、複写機サービスを行います。	市民協働課（いせはら市民活動サポートセンター）

施策の方向2：文化活動・レクリエーション・スポーツ等の振興

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が生涯を通じて、豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動、レクリエーションや文化活動への参加を促進することが重要です。

こうした活動を広げるには、障がいのある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

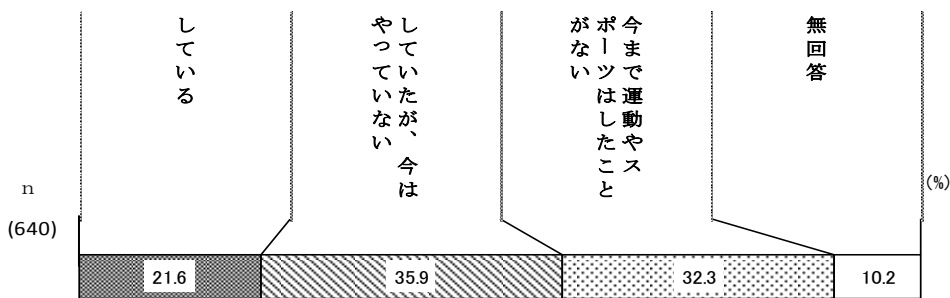
特に、重度の障がいや重複した障がいのある人や、視覚や聴覚に障がいのある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

今後も、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を充実させ、障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人同士や障がいのある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

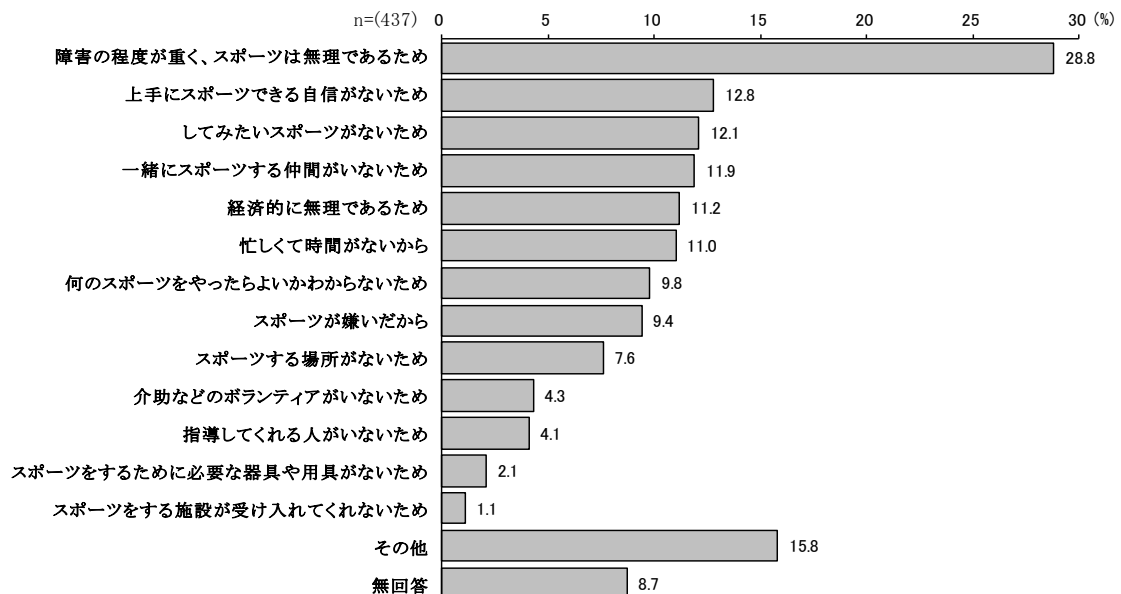
【市民意識調査（障がい者）】

問 29 運動やスポーツの実施状況



「運動は今までやっていたが、今はしていない」「運動等はしたことがない」と回答した人が68.2%と、7割近い方が現在運動をしていないと回答しています。

問 29-1 スポーツをしていない理由



「障害の程度が重く、スポーツは無理であるため」（28.8%）が3割近くを占めています。

【当事者部会の意見】

- ・障がい者が参加できる、スポーツ教室等を充実して欲しい。

【基本施策① 文化・芸術活動の推進】

障がい者が気軽に参加できるように、障がい者団体やボランティア団体等と連携をしながら、障がい者のニーズに応じた文化・芸術活動を実施し、その情報提供及び参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原観光道灌まつりにおける介助ボランティア等の配置	障がい者が伊勢原観光道灌まつりに参加できるように、介助ボランティア及び手話ボランティアを配置します。	障害福祉課
福祉展の開催【再掲】	高齢者や障がい者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課

【基本施策② レクリエーション・スポーツ等の推進】

障がい者が気軽に参加できるように、障がい者団体やボランティア団体等と連携をしながら、障がい者のニーズに応じたレクリエーション・スポーツ等を実施し、多様な情報媒体を活用し、参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内 容	主管課
障がい者スポーツ大会の実施【再掲】	市内在住の障がい者がスポーツ及びレクリエーションを通じ、健康の増進と相互の親睦を深めるとともに、障がい者に対する市民の理解と関心を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に実施します。	障害福祉課
全国・県障がい者スポーツ大会への参加支援	国や県の障がい者スポーツ大会への参加を支援し、障がい者スポーツの振興を図ります。	障害福祉課
障がい者スポーツ教室の実施	障がい者一人ひとりの体力・健康の維持増進を図り、運動・スポーツの素晴らしさを伝えながら、お互いの親交を深め、運動・スポーツ活動を日常生活に取り入れる機会を提供するため、障がい者スポーツ教室を実施します。	スポーツ課

【平成 29（2017）年度障がい者スポーツ大会の様子】

毎年 9 月に実施している障がい者スポーツ大会には、約 400 人が集まり、障がい者、協力ボランティアなど、参加者みんなでスポーツやレクリエーションを楽しんでいただいています。競技内容については、障がい者が安全にかつ、参加者みんなが楽しめるように、企画段階から障がい当事者（当事者部会員）に入っただき、検討を行っています。



施策の方向 3：防災・防犯・緊急時の支援体制の充実

●● 現状と課題 ●●

全ての人々が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取組や、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

災害の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」のそれぞれが防災意識を高めておき、連携していくことが大切です。

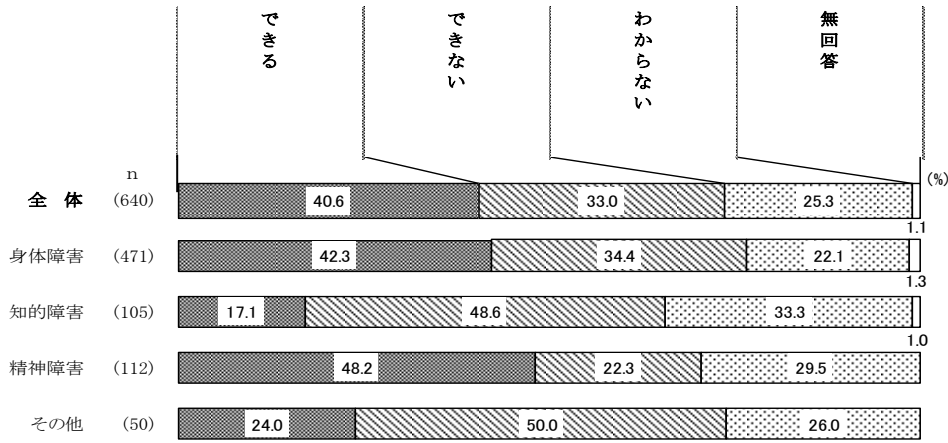
また、行政が災害時の初期対応体制を充実させるだけでなく、障がいのある人を含む、自力では避難することが困難な災害時要援護者の安否確認や円滑な避難支援には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

そのため、地域社会での連携を強めるとともに、避難支援者や防災ボランティアを育成するなど、地域防災力を高めていくことが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

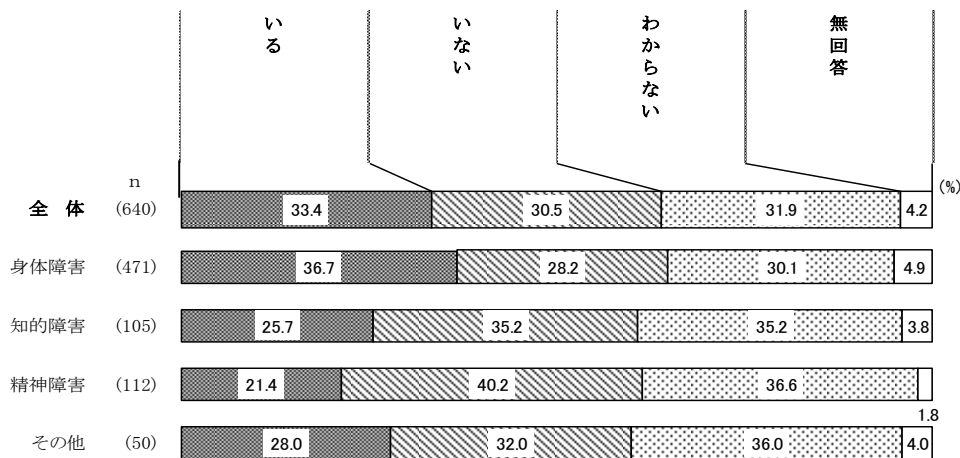
【市民意識調査（障害者）】

問 20 災害時に一人で避難すること



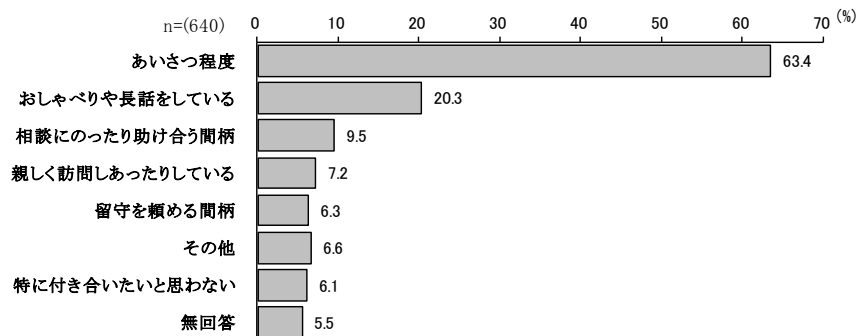
身体、精神の人は「できる」との回答が多く、知的、難病その他の人は「できない」との回答が多くなっています。

問 22 災害時に助けてくれる家族以外の近所の人



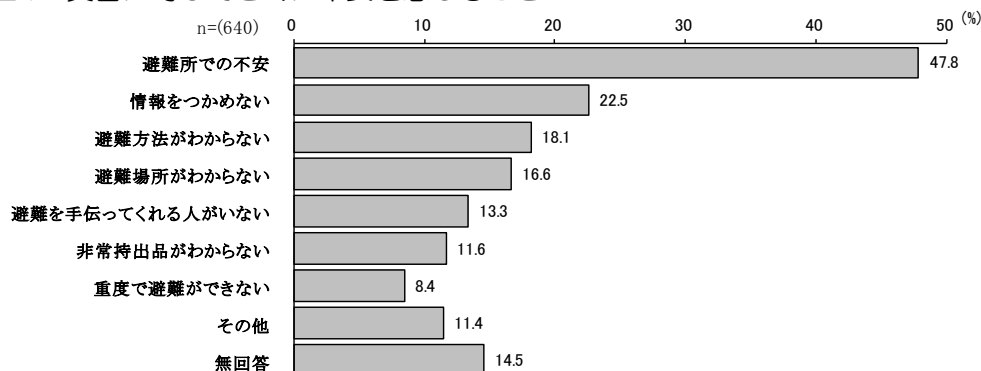
身体以外の人は、「いない」、「わからない」との回答が多くなっています。

問 23 近所との付き合いの状況



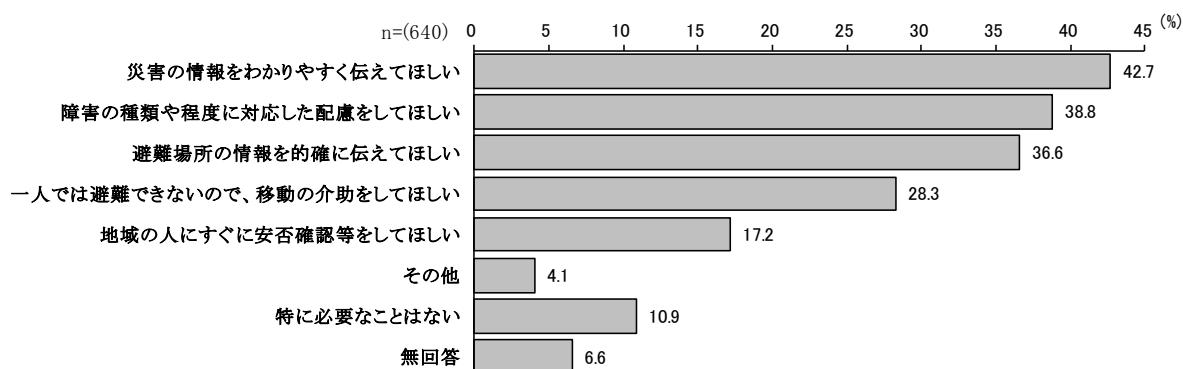
「あいさつ程度」(63.4%) が6割を超えて多くなっています。

問 24 災害に対してとくに不安を感じること



「避難所での不安」(47.8%)が半数近くを占めています。

問 25 災害で避難する場合に望む支援



「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」が42.7%で最も多く、次いで「障害の種類や程度に対応した配慮をしてほしい」が38.8%、「避難場所の情報を的確に伝えてほしい」が36.6%となっています。

【当事者部会の意見】

- ・災害時の支援体制について、民生委員児童委員と連携を図るなどした取組を実施して欲しい。
- ・近所とのつきあいが苦手な障がい者も多い中、いざというときの声掛け、避難支援等の仕方について考えておきたい。

【基本施策① 防災・緊急時対策の推進】

災害が発生したときに自分では避難できない障がい者や、情報を得ることが難しい障がい者、また、対人関係が難しい障がい者等が迅速かつ適切に援護が実施されるよう情報伝達の確保を含めた支援体制の強化に努めます。

また、避難場所等において障がい者等が適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実 【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
災害時要援護者支援制度	災害が発生した際に、障がい者が地域住民による安否確認などの支援が受けられるよう体制整備を行います。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢課
自主防災組織と民生委員児童委員への情報提供	災害時要援護者避難支援計画に基づき、自主防災組織代表と民生委員児童委員が協力し、要援護者に対して、災害情報の伝達や避難支援を行うため、要援護者の登録情報を提供することにより、平時時や発災時の支援体制を整備します。	福祉総務課
防災訓練等の実施	地域の防災力の向上を目指し、市民の防災意識の高揚、関係機関の連携強化を図るために、大規模災害が発生した場合を想定した実践的な防災訓練を実施します。	危機管理課
災害時の居場所づくり	災害時に広域避難所で過ごすことが困難な障がい者等が安全に安心して過ごすことができるように、障がい者等の利用に適している施設を避難所として確保します。	障害福祉課 危機管理課
いせはらくらし安心メールの発信	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やパソコンの電子メールに配信します。	市民協働課
緊急情報提供事業	聴覚障がい者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにより情報提供します。	障害福祉課 消防署
緊急通報システムの設置	介護者が常時いない重度障がい者等の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置します。	障害福祉課
地域福祉の支え合い組織の啓発・支援	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織の啓発と活動を支援します。	福祉総務課
いせはら救急安心キット	緊急時の連絡先や現在かかっている病気、かかりつけ医などの情報を記入した医療情報シートを専用ケースに入れ、冷蔵庫に保管することで、万が一の緊急時により迅速な救命活動を行う手助けとなるキットを配付します。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢課

【基本施策② 防犯体制の充実】

地域ぐるみの防犯への取組を強化するとともに、判断能力が不十分な障がいのある人が、消費者トラブルにあわないよう啓発活動や相談事業の充実に努めます。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市消費生活センター	契約・解約や販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブルでお困りの人の相談を消費生活専門相談員がお受けし、問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。	人権・広聴相談課
いせはらくらし安心メールの発信【再掲】	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やパソコンの電子メールに配信します。	市民協働課
地域防犯環境整備及び地域防犯活動推進事業	地域における防犯環境を整備することにより、犯罪の発生抑止や体感治安の向上を目指すとともに、地域防犯活動の充実を図るため、防犯関係団体と連携した啓発活動を推進し、夜間のパトロールや児童の見守り活動を支援します。	市民協働課

基本目標3

ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

施策の方向1：情報提供・相談体制の充実

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人にとって、必要な情報が必要なときに容易に、かつ、的確に得られることは、それぞれが必要とする支援やサービスを利用していく上での第一歩となるものであり、社会参加を促進していく上でも不可欠となるものです。

サービス利用に関する情報については、自分に最もふさわしいサービスを選択できるよう、サービスそのものの情報、サービス事業者の評価に関する情報等、様々な情報が得られるようにしていくことが重要です。

情報提供に当たっては、障がいの特性や提供手段に配慮をする必要があります。

特に、視覚障がいのある人や聴覚・言語障がいのある人等、情報の収集、利用の面で制約を受けている人に十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

インターネット等による情報提供手段の普及によって、障がいのある人も必要な情報を容易に入手できる環境が整いつつあります。こうした情報提供の手段を活用できるよう環境の整備や支援をしていくことも重要な課題です。

また、障がいのある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。特に、障がいのある人やその家族が日常の様々な悩みや不安について気軽に相談のできる体制を充実していくことが重要です。

現在、市内の障がいのある人は増加傾向にあり、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等も含め、様々な障がいのある人への支援が求められており、それぞれの障がいに応じた適切な対応のできる相談体制を充実することが重要です。さらに、計画相談支援体制の整備を図ることも必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【当事者部会の意見】

- ・高齢者になって、介護保険制度を安心して利用できるように情報提供して欲しい。
- ・介護保険サービスを併用する利用者が増えている。ケアマネジャーがケアプランを作成するため、障がい特性についての研修等を実施してはどうか。
- ・障がい当事者が相談に応じるピアカウンセラーの仕組みがあると良い。

【基本施策① 情報提供の充実】

障がいのある人が社会生活や人間関係を円滑に進めるためには、情報の共有化や正確な情報の提供等による相互理解が必要です。そのため、手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実に図るとともに、情報のバリアフリー化を推進します。

情報提供体制については、情報を必要とする障がいのある人に適確に届く情報提供を行うためにはどうすればよいのかという視点から、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に内容の充実に図ります。

また、市ホームページでは「情報バリアフリー」に配慮し、音声読みなど、視覚障がいのある人等にとって利用しやすい市公式サイトとなるよう、技術変化に対応した提供方法の充実に図ります。

さらに、聴覚障がい及び言語障がいのある人のためには、市が実施する講演会等について、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣し、又は配置し、障がい者の意思疎通を支援します。

主な事業	内容	主管課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実【再掲】	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障害福祉課
障がい福祉制度に関する情報提供の充実	障がい福祉制度について、理解が深められるよう制度案内の冊子の配付やホームページへの掲載等により情報提供を行います。	障害福祉課
保健・福祉サービスメニューガイドの作成	保健・医療・福祉関係のガイドを作成し、地域住民や関係機関等への情報提供を行います。	福祉総務課
視覚障がい者点字翻訳等事業の実施	市から視覚障がい者等に対して発する通知文等を点字翻訳又は拡大文字により情報提供を行います。	障害福祉課
障がい者点字・声の広報サービス事業	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障がい者への情報提供を行います。	広報戦略課
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。	障害福祉課
いせはらくらし安心メールの発信【再掲】	市内で発生した災害や不審者などの情報を携帯電話やパソコンの電子メールに配信します。	市民協働課
緊急情報提供事業【再掲】	聴覚障がい者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにより情報提供します。	障害福祉課

【基本施策② 相談支援体制の充実】

障がい者が様々なサービスや地域資源等を活用しながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、また、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるように、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に相談員等の資質向上、ケアマネジメントの充実等、地域における相談支援体制の強化を図ります。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実 【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
<u>基幹相談支援センター</u> の運営	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営や困難事例への対応等を行います。	障害福祉課
福祉総合相談窓口の設置	福祉に関する総合的な相談窓口を設置し、必要な情報提供及び相談者からの相談内容に応じて担当部署や関係機関との調整を行います。	福祉総務課
地域包括支援センターの充実	高齢者への総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談体制の充実を図ります。	介護高齢課
発達相談等事業	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、早期相談・支援の提供に努めます。市内幼稚園、認定こども園及び保育所等に対して巡回相談を実施し、多様な発達の困難を抱える児童の対応について支援方針を協議します。発達相談を受けた親子を対象に発達相談フォロー教室を開催し、子どもの状態像の見極めと療育機関を利用するまでの待機中をフォローします。	子ども家庭相談課
就学相談事業	個別に支援が必要な児童の保護者に対し、就学前教育機関等との連携を図り、一人ひとりの状況に即した適切な教育の場の決定に向けた相談を行います。また、児童生徒の教育ニーズ等の変化に継続的、かつ、適切に対応するため、継続的な相談を行います。	教育センター

主な事業	内 容	主管課
教育相談事業	市内の在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応、家庭教育等）を、教育相談員やスクールカウンセラーが本人や保護者又は教職員などから受け、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。	教育センター
子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集うことのできる場所を提供し、子育てアドバイザー等との相談などを通じて、子育てに関する不安や悩みの解消を図るとともに、親子相互の情報交換や仲間づくりを推進するため、地域の子育て支援拠点として「子育て支援センター」を設置・運営します。	子育て支援課
相談支援チームの設置・運営	個別に支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを設置し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
はぐくみサポートファイルの配付及び活用	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者の下で一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談課 子育て支援課 教育センター 障害福祉課

【はぐくみサポートファイルについて】

保護者と関係機関で情報を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供することを目的に、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会「こども支援部会」において「はぐくみサポートファイル」を作成し、平成26（2014）年2月から、配付を始めました。配付窓口は、障害福祉課、子ども家庭相談課、子育て支援課、教育センターで、伊勢原市ホームページからも用紙をダウンロードできます。



●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が、地域で自立して、安心して生活していくためには、各種の在宅福祉サービスを有効に活用していくことが重要です。

現在、市では、日常生活を営むために支援を必要とする障がいのある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づいた、各種在宅福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【障害福祉サービス利用実態調査での意見】

- ・入所施設が少ない。国は地域へと言うが、医療的ケアが必要な障がい者はどうしても施設入所が必要です。
- ・週 5 日通所できる療育施設が市内にはない。
- ・学校への登下校が 1 人ではできない子どもには移動支援を無料にして欲しい。車での毎日の送迎は大変であり、仕事をしたくてもできない。
- ・訪問入浴サービスを利用しており、サービスにはとても満足しているが、週に 2 回しか利用できないのが残念です。
- ・障がい者をサポートする制度や施設はいろいろあるようだが、どのような障がい者が、どのように利用できるのかわからない。
- ・資源にも限界があるが、せっかくある資源を有効活用できるように心掛けたい。

【当事者部会の意見】

- ・同行援護のガイドヘルパーが見つからないときがあるため人材確保が必要
- ・友達同士で暮らすシェアハウスなどがあってもよい。自分達で支え合うことで生活できる場合もある。福祉サービスの枠にとらわれず柔軟に考えられると良い。

【基本施策① 地域生活支援サービスの充実】（障がい福祉計画）

障がい者等ができる限り、住み慣れた地域でその人らしく生活が送れるように、一人ひとりの状況やニーズに応じた各種サービスの提供体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
居宅生活支援 （訪問系サービス）	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を提供します。	障害福祉課
生活介護 （日中活動系サービス）	常に介護を必要とする障がい者に障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
自立訓練 （日中活動系サービス）	自立した日常生活が送れるよう、一定期間身体機能や生活能力等向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援（日中活動系サービス）	就労に必要な知識や能力の向上、職場探し等を通じて、一般就労への移行を支援し、就労後も定着できるよう支援を行います。	障害福祉課
療養介護 （日中活動系サービス）	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障害福祉課
短期入所 （日中活動系サービス）	介護者の疾病等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった障がい者に対し、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課
共同生活援助 （居住系サービス）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
施設入所支援 （居住系サービス）	入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課
補装具費（交付・修理）の支給	障がいにより失った機能を補うための装具費（交付又は修理）を支給します。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業	主に重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	障害福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。	障害福祉課
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴することが困難な重度障がい者の方を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。	障害福祉課

主な事業	内 容	主管課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。	障害福祉課
意思疎通支援事業【再掲】	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。	障害福祉課
手話奉仕員養成研修事業	日常生活及び交流活動等における支援者として、日常会話程度の表現技術を習得するため、手話奉仕員養成研修を実施します。	障害福祉課
障がい者点字・声の広報サービス事業【再掲】	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障がい者への情報提供を行います。	広報戦略課
移動支援事業	障がい者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。	障害福祉課
重度障害者移送サービス事業(やまどり号運行事業)	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車輛の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。	障害福祉課 社会福祉協議会
福祉タクシー利用券の交付	重度の障がい者がタクシーを利用する際、その費用の一部としてタクシー券を交付します。	障害福祉課
自動車燃料費の助成	障がい者が自ら所有し、若しくは自身で運転する自動車又は重度知的障がい者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成	身体障がい者が自ら所有し又は自身で運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。	障害福祉課
自動車運転訓練費の助成	身体障がい者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。	障害福祉課
重度障害者住宅設備改良費助成事業	重度障がい者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障害福祉課
障害児通所支援事業	障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）が適切な支援が受けられるサービスを提供します。	障害福祉課
ふれあいゴミ収集	障がい者世帯で自らごみ収集場所にごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない世帯に対し、ゴミ戸別収集に合わせ、安否確認を行います。	環境美化センター

主な事業	内 容	主管課
レスパイトサービス事業	知的障がい児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障害福祉課
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
まごころ配食サービス	家庭において食事の支度が困難な高齢者及び重度障がい者等に対し、配食サービスを行うことにより、低栄養状態などを改善し、安否確認を行います。	介護高齢課

【基本施策② 障がい児・発達に不安のある子どもの療育、保育、教育、福祉体制の充実】（障がい児福祉計画）

発達に不安のある子どもやその家族に対し、早期の段階において専門的な相談や支援を行います。

また、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで、一貫した支援を行うことができるよう、はぐくみサポートファイルを活用した療育・保育・教育・福祉等の関係機関との連携体制の強化及び一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
児童発達支援センター設置に向けた検討	地域の障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設の整備について検討を行います。	障害福祉課 子ども家庭相談課
障害児通所支援事業【再掲】	障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む）が適切な支援が受けられるサービスを提供します。	障害福祉課
レスパイトサービス事業【再掲】	知的障がい児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障害福祉課
はぐくみサポートファイルの配付及び活用【再掲】	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者の下で一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談課 子育て支援課 教育センター 障害福祉課

主な事業	内 容	主管課
発達相談等事業【再掲】	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、早期相談・支援の提供に努めます。市内幼稚園、認定こども園及び保育所等に対して巡回相談を実施し、多様な発達の困難を抱える児童の対応について支援方針を協議します。発達相談を受けた親子を対象に発達相談フォロー教室を開催し、子どもの状態像の見極めと療育機関を利用するまでの待機中をフォローします。	子ども家庭相談課
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合、保育所、幼稚園、認定こども園等で就学前児童の預かりを行います。	子ども育成課
保育所発達サポート事業	発達に遅れや心配のある児童を一定期間通所させ、入所児童と共に集団生活を送ることで、児童の段階的な発達を支援します。	子ども育成課
児童コミュニティクラブでの障がい児受入	入所を希望し、入所要件を満たす障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。	子ども育成課
幼児教育・保育等に対する特別支援教育等補助	特別な支援が必要な子どもが通園している幼児教育・保育施設等の設置者に対して運営費を助成します。	子ども育成課
就学相談事業【再掲】	個別に支援が必要な児童の保護者に対し、就学前教育機関等との連携を図り、一人ひとりの状況に即した適切な教育の場の決定に向けた相談を行います。また、児童生徒の教育ニーズ等の変化に継続的、かつ、適切に対応するため、継続的な相談を行います。	教育センター
教育相談事業【再掲】	市内の在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応、家庭教育等）を、教育相談員やスクールカウンセラーが本人や保護者又は教職員などから受け、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。	教育センター
相談支援チームの設置・運営【再掲】	特別な支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを組織し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
特別支援教育推進事業	市教育支援委員会を設置し、調査・審議・判定を行います。教職員を対象に、特別支援教育に関する研修を行います。	教育センター
特別支援教育環境整備事業	支援を必要とする児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、特別支援学級介助員を配置します。	教育センター

主な事業	内 容	主管課
通級指導教室推進事業	<p>集団への適応や言葉の発達に課題のある児童が、学校生活に適応することができるよう、通級指導教室「まなびの教室」、「ことばの教室」を設置して、児童・保護者並びに児童が在籍する学校を支援します。</p>	教育センター
特別支援学級児童生徒就学支援事業	<p>特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成します。</p>	学校教育課

【基本施策③ 就労への支援】

障がい者雇用を促進するため、平成30年4月に障がい者の法定雇用率が現行2.0%から2.2%へと引上げとなります。近年、民間企業の障がい者雇用は増加傾向にありますが、障がい者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の一層の充実を目指します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
伊勢原市障がい者インターンシップ事業	障がい者の就労意欲の向上及び職員の障がい者理解を深め、障がい者の就労可能な職域を開発することを目的に、市役所における障がい者インターンシップ事業を実施します。	障害福祉課
就労移行支援事業所の設置促進	一般就労を希望する障がい者に対し、就労するに当たって必要な知識・能力の向上を図り、適性にあった企業等への就労に必要な相談、支援を行う就労移行支援事業所の設置促進を図ります。	障害福祉課
障害者就業・生活支援センターとの連携	一般就労を希望する障がい者を支援するため、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就労支援を行います。	障害福祉課
障がい者雇用促進セミナーの開催	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会において、 <u>障害者雇用支援月間</u> （9月）に一般企業向け雇用促進セミナーを伊勢原市雇用促進協議会等と連携して開催します。	障害福祉課 商工観光課
障害者雇用奨励補助金の交付	市内で1年以上継続して事業を営む中小企業で、市内に在住する障がい者を毎年6月1日時点で1年以上常用雇用している企業に、障がい者1人につき年額6万円を、5年間を限度に交付します。	商工観光課
伊勢原市ふるさとハローワークの運営	就業機会の拡大を図るため、就職を希望される方に対して就業相談や紹介等を実施し、また、職業能力開発のための講座等の紹介を行います。	商工観光課
小型家電リサイクル事業	市が収集した小型家電製品を就労継続支援B型事業所に無償で引き渡して解体し、その売却益を障がい者の工賃の増加につなげるなど、地域福祉の向上を目的として実施します。	環境美化センター
障害者優先調達推進法の推進	障がい者就労施設に就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済的自立を実現するために、行政等において、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。	障害福祉課

【基本施策④ 外出への支援】

障がい者等の移動などの利便性や安全性の向上を図るため、公共交通機関へのバリアフリー化に関する要請等を引き続き行います。

また、福祉有償運送の利用が定着してきていますが、障がい者等が社会生活を営む上で必要な外出や、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業及び重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）、福祉タクシー利用券の交付、自動車燃料費の助成等の施策を継続して実施するよう努めます。

主な事業	内 容	主管課
公共交通のバリアフリー化の推進	誰もが安全で円滑な移動環境を確保するため、バス事業者に対してノンステップバスの導入支援を行います。また、鉄道事業者に対して、駅施設等の更なる改善に向けた要請を行います。	都市政策課
音響式信号機の整備	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障害福祉課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
移動支援事業【再掲】	個別的な支援が必要な障がい者の外出を支援します。	障害福祉課
福祉有償運送	NPO 法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者のために通院や通所等の送迎サービスを有償で行います。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）【再掲】	車いすやストレッチャーを利用する歩行困難な重度の身体障がい者等の移手段の確保と、社会参加の促進を目的として、ハンディキャブを運行します。	障害福祉課
福祉タクシー利用券の交付【再掲】	在宅の重度障がい者に福祉タクシー利用券を交付しています。	障害福祉課
自動車燃料費の助成【再掲】	障がい者が自ら所有し、若しくは自身で運転する自動車又は重度知的障がい者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成【再掲】	身体障がい者が自ら所有し又は自身で運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。	障害福祉課
自動車運転訓練費の助成【再掲】	身体障がい者が運転免許証を取得する場合の経費の一部を助成します。	障害福祉課
各種割引制度の周知・活用	鉄道やバス、有料道路の割引など民間の割引制度を周知します。	障害福祉課

【基本施策⑤ 経済的自立への支援】

障がい者の経済的自立を促進するために、障がい者の就労支援施策の充実を図るとともに、経済的負担を軽減する施策を継続実施するよう努めます。

主な事業	内 容	主管課
障害者福祉手当	市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。	障害福祉課
在宅重度障害者介護手当	在宅の重度障がい者を介護する家庭に手当を支給します。	障害福祉課
特別支援学校在学者福祉手当	特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。	障害福祉課
神奈川県在宅重度障害者等手当	日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に手当を支給します。	障害福祉課 神奈川県
神奈川県心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している方が、掛け金を払い込み、扶養している方が死亡等した場合に、障がい者に年金を支給します。	障害福祉課 神奈川県
特別児童扶養手当	政令で定める一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童について、福祉の増進を図ることを目的として、手当の支給をします。	障害福祉課 神奈川県
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上）に手当を支給します。	障害福祉課 厚生労働省
障害児福祉手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に手当を支給します。	障害福祉課 厚生労働省
障害基礎年金	障がい基礎年金受給による生活基盤の確保を図るため、年金機構との連携により相談及び申請書を受け付け、申請書等を年金機構へ進達します。	保険年金課 障害福祉課
外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金	外国籍市民障がい者に福祉給付金を支給します。	障害福祉課
障害者通所交通費の助成	身体・知的・精神障がい者施設等に通所する障がい者に交通費の一部を助成します。	障害福祉課
障害者グループホーム家賃助成補助金	障がい者グループホームに居住する障がい者の家賃の一部をグループホームに補助します。	障害福祉課

※各手当は支給要件に該当される方に支給されます。

●● 現状と課題 ●●

障がいの原因となる疾病や重度化を予防し、機能、向上を図ることが大切です。

また、適切な治療を必要とする人とその家族が身近な地域で必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。そのためには、保健・医療・福祉・保育・教育等、関係機関との密接な連携による支援体制の充実が必要です。特に、医療的ケアを必要とする人とその家族に対する支援体制を整備していくことが必要です。

【基本施策① 保健・医療の充実】

難病や医療的ケアの必要な障がい者等に対し、保健・医療・福祉の連携による支援体制を強化するとともに、日中活動の場の確保や、短期入所等福祉サービスが利用できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受入体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算を付けます。	障害福祉課
湘南西部あんしんネット事業	重症心身障がい者等で、通常の短期入所を利用するのが困難な方が利用できます。	障害福祉課
乳幼児の健康診査の充実	乳幼児の心身の健全な発育と発達の確認、疾病異常や虫歯の早期発見及び予防等を行うため、各年齢において健康診査や健康相談を実施することより、乳幼児の健康維持や増進を図ります。	子育て支援課
重度障がい者医療費助成事業	重度障がい者が医療機関を受診した場合の保険対象医療費の自己負担分を助成します。	障害福祉課

主な事業	内 容	主管課
自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	身体障がい児者が、治療することによって障がいの程度が軽くなると期待できる医療を受けた場合に、治療費の一部を負担します。	障害福祉課
自立支援医療（精神通院医療）給付事業	精神障がいの医療を受けるために病院や診療所に通院する場合の治療費の一部を負担します。	障害福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課

基本目標 4

バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる

施策の方向 1 : 暮らしの場の確立

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

そのために、障がいのある人が自宅で快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー化のための住宅改修の支援や、障がいのある人が住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、グループホームの整備を推進することが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

【障害福祉サービス利用実態調査での意見】

- ・将来、グループホームや入所施設で暮らす可能性が高いので、市内にたくさんの施設が増えてくれることを切に願っています。
- ・地域で生活するための場所（グループホームなど）の整備の充実

【基本施策① 住まいの場の整備】

障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、バリアフリー化に必要な住宅改修等の費用の助成を実施します。

また、障がい者等の地域における生活の場となるグループホーム等の設置を促進します。

主な事業	内容	主管課
重度障害者住宅設備改良費助成事業【再掲】	重度障がい者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障害福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業	新規にグループホームを設置する場合にそろえる調度品等の費用の一部を助成します。	障害福祉課
住宅改修費（介護保険制度）	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付け等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅について行った場合、費用の一部を支給します。	介護高齢課

【基本施策② 障がい者施設の整備】

伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受入体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の運営【再掲】	障がい者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また、本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障がい者相談支援事業の充実【再掲】	障がい者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかに分かりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
障害福祉サービス事業所の設置促進	市内の障がい者のニーズをとらえ、事業所を運営する法人等に設置を促すとともに、新たな事業主体の参入を支援します。	障害福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業【再掲】	新規にグループホームを設置する場合にそるえる調度品等の費用の一部を助成します。	障害福祉課

施策の方向 2 : 福祉のまちづくりの推進

●● 現状と課題 ●●

障がいのある人が社会のあらゆる分野に参加するために、様々な社会的障壁を取り除いていくことが求められています。

そのためには、従来のバリアフリーの視点に加え、全ての人に優しく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが大切です。

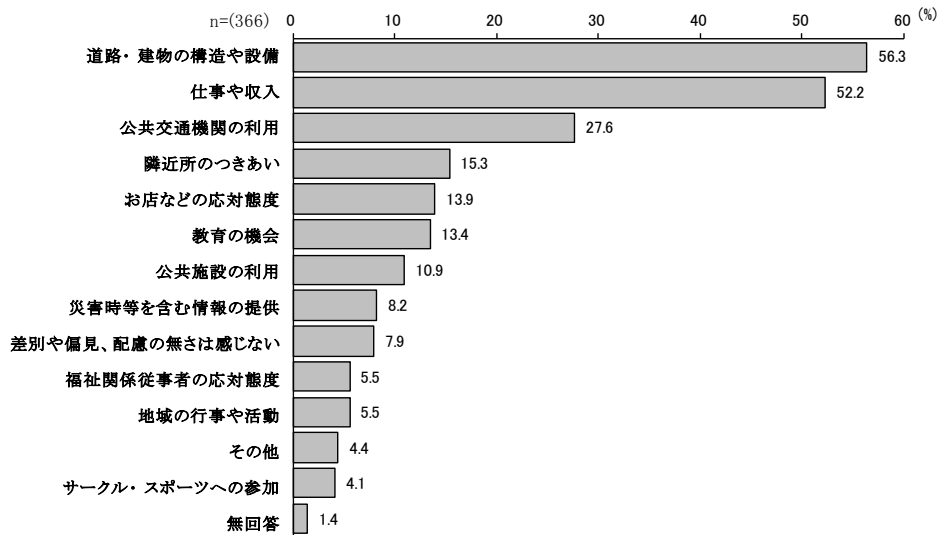
現在、市では、「バリアフリー法」等に沿って、歩道の段差解消や誘導ブロック等の整備、オストメイト対応トイレ等、障がいのある人の利用しやすい環境整備を進めています。

今後も、障がいのある人が安心して行動し、安全に生活できるまちづくりを推進するために、高齢者や障がい者等の意見を反映させたバリアフリーの一層の推進を図ることが必要です。

【アンケート・ヒアリング等の意見から】

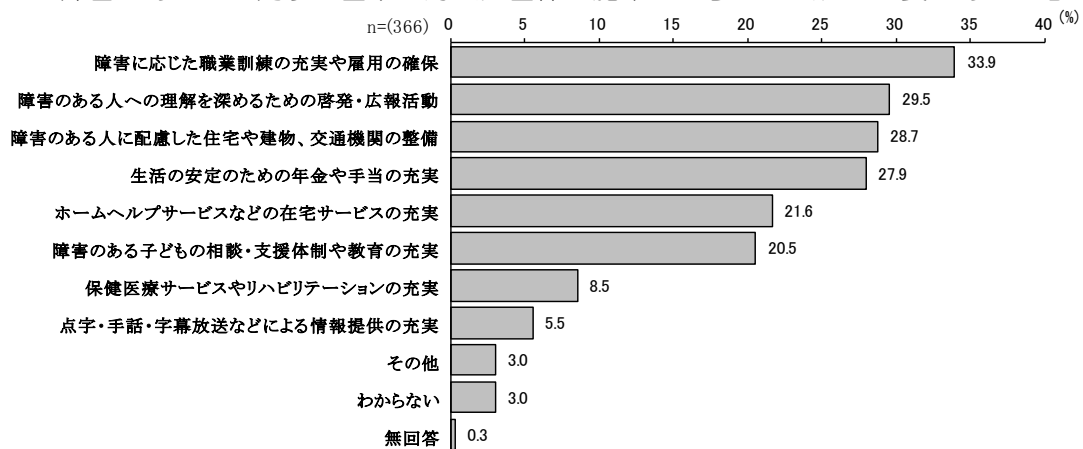
【市民意識調査（一般市民）】

問 6 障害者に対して差別や偏見又は配慮の無さを感じるどころ



「道路・建物の構造や設備」（56.3%）と「仕事や収入」（52.2%）が半数を超えて多くなっています。

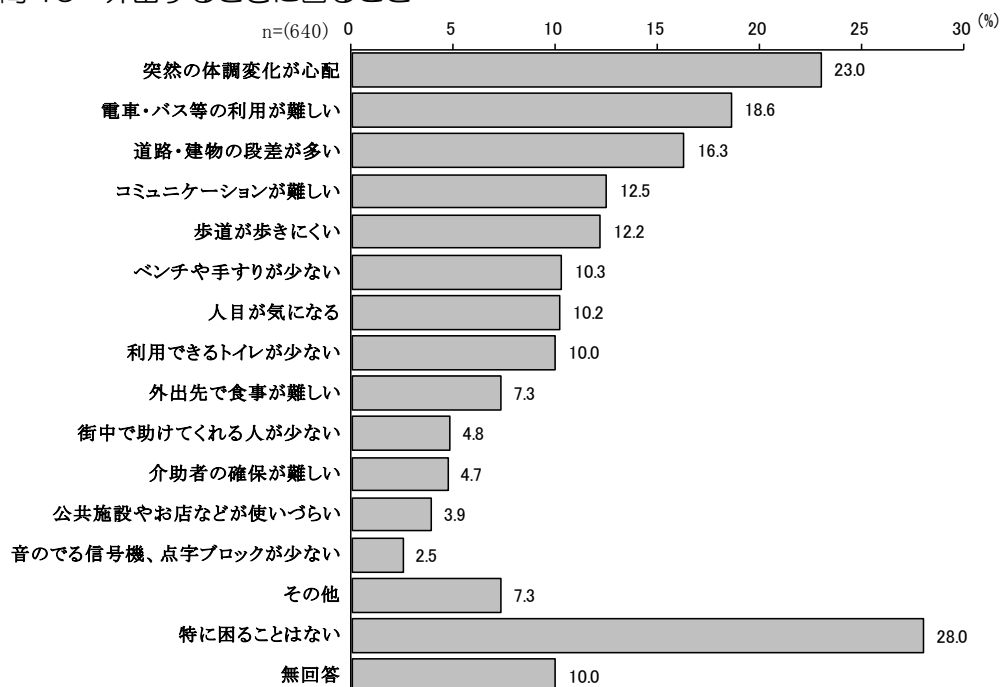
問 10 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち力を入れる必要があると思うもの



「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が 33.9%で最も多く、次いで「障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動」が 29.5%、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が 28.7%となっています。

【市民意識調査（障がい当事者）】

問 19 外出するときに困ること



「特に困ることはない」(28.0%)、「突然の体調変化が心配」(23.0%)が多い中、次いで「電車、バス等の利用が難しい」(18.6%)、「道路、建物の段差が多い」(16.3%)、「歩道が歩きにくい」(12.2%)など、環境整備がされていないことで、外出が制限されてしまう様子もうかがえます。

【基本施策① 利用しやすい施設づくり】

障がいのある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、高齢者や障がい者等の意見を反映させた駅や集会場等公共的施設の建築物等の整備を推進します。

主な事業	内容	主管課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	主要公共施設のバリアフリー化の改修がおおむね完了しているため、その他の既存施設について、改修や改築に合わせてバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	福祉総務課
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく啓発・指導	障がい者や高齢者などが、自由に移動して社会参加できるよう、市開発事業事前協議申請時において、県みんなのバリアフリー街づくり条例に照らした県との協議を指導します。	福祉総務課

【基本施策② 道路交通環境の整備】

障がいのある人が安全に市内を移動できるよう、高齢者や障がい者等の意見を反映させた道路交通・環境の整備を推進します。

主な事業	内容	主管課
公共交通のバリアフリー化の推進【再掲】	誰もが安全で円滑な移動環境を確保するため、バス事業者に対してノンステップバスの導入支援を行います。また、鉄道事業者に対して、駅施設等の更なる改善に向けた要請を行います。	都市政策課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への改善	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や本市が管理する市道の移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できるよう歩行空間のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	道路整備課
音響式信号機の整備【再掲】	視覚障がい者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し、所管の警察署と調整等を行います。	障害福祉課

第5章

障がい福祉計画 障がい児福祉計画



イラスト：tsuchiya 作

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、国が示した基本指針に即して、障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の提供体制の確保に関する必要量の見込みを定めます。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため。障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにしていきます。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、

提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備に合わせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じ引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図りま

す。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障がい保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障がい福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

2

障がい福祉計画 (障害福祉サービス等の見込量と確保策)

1：福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設入所者の地域生活への移行について、目標値を設定します。

<国の基本指針>

平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。

目標値は、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域移行するとともに、平成32年度末施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【現状】

平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までで、福祉施設入所から地域生活へ移行した人数は2人です。しかしながら、在宅生活が困難な障がい者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【目標値】

国の基本指針を基に福祉施設入所者への地域生活への移行を推進する一方で、在宅生活が困難な障がい者の入所利用のニーズもあるため、平成32（2020）年度末における入所者数を84人とし、全体では2人の削減を目指します。

項目	数値	考え方
現入所者数	86人	H28年度末時点の入所者数 (A)
目標年度入所者数	84人	平成32年度末時点の利用見込 (B)
平成32年度末までの目標値 (削減見込数)	2人	(A)-(B)=(C)
	2.3%	(A)の2%以上の削減
平成32年度末までの目標値 (地域移行数)	5人	地域移行者数 (D)
	5.8%	(D)/(A) 9%以上

※削減見込数 (C) と地域移行数 (D) の数字が異なるのは、新たに施設入所する人数を勘案していることによる。

2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

市や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等の保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築していきます。

また、入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、国及び県により示された退院率の目標値及び退院後の精神障がい者の状況やニーズ等を総合的に勘案し、医療機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

※退院可能な精神障がい者数等の把握が難しいため、具体的な目標値の設定はしません。

<国の基本指針>（成果目標の変更あり）

平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。また、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

3：地域生活支援拠点等の整備

障がい者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようにするためには、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後など将来を見据えた障がい者のニーズを把握し、課題等に対してどのように対応していくのかを、障がい者と一緒に考え、整理し、総合的なマネジメントを行う機能、いわゆる地域生活支援拠点等の整備が重要であると考えます。

そのため、平成32（2020）年度までに「基幹相談支援センター」を中心とした、関係機関とのネットワーク機能の充実を図るとともに、神奈川県で実施する「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等、多岐にわたる障害福祉サービスをコーディネートする相談支援機能の強化を図ります。

また、そこから見えてくる地域課題の整理や、解決に向けた具体的な取組については、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において行うことができる支援体制づくりを目指します。

<国の基本指針>

障がい者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据えて、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、平成32年度末までに市町村又は圏域ごとに少なくとも1つを整備することを基本とする。

4：福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成32（2020）年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

【現状】

平成29（2017）年版障害者白書では、民間企業に雇用される障がい者数が増加していること、障がい者の就労意欲が高まっているとの報告があります。

また、本市に住む障がい者で福祉施設から一般就労へ移行した人数は、平成26（2014）年度8人、平成27（2015）年度8人、平成28（2016）年度14人と増加していますが、今後、更に一般就労に向けた支援及び職場定着への支援が必要となっています。

【目標値】

平成30（2018）年4月に障がい者の法定雇用率が2.0%から2.2%へと引上げとなり、民間企業の雇用も増加傾向にあります。

障がい者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の一層の充実を目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	14人	平成28年度において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	21人	平成32年度において、福祉施設を退所して、一般就労する人の数（約1.5倍）

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業所等の福祉施設を通じて一般就労への移行目標を達成するため、就労移行支援事業所を利用する人に関する目標値を設定します。

<国の基本指針>

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

【現状】

民間企業の雇用も増加傾向にあることから、全体的に就労移行支援事業の利用者数も、平成26（2014）年度21人、平成27（2015）年度17人、平成28（2016）年度26人と増加しています。

【目標値】

就労に必要な知識や能力の向上のために、一般就労等を希望する障がい者に対して、就労移行支援サービスを提供します。

項目	数値	考え方
平成28年度の就労移行支援事業利用者数	26人	平成28年度において、就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】平成32年度の就労移行支援事業利用者数	31人	平成32年度において、就労移行支援事業を利用する人の数（約1.2倍）

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業所等の福祉施設を通じて一般就労への移行目標を達成するため就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

<国の基本指針>

自市町村の就労移行支援事業所の実利用者の就労移行率が、3割以上の事業所の数を確認し、市町村内の事業所全体の5割以上とすることを基本とする。

【目標値】

身近な地域において、一般就労への移行を積極的に実施する事業所数の確保に努めます。

項目	数値	考え方
平成28年度 就労移行支援事業所数	0事業所	平28年度の市内事業所の実利用者の就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値】平成32年度 就労移行支援事業所数	1事業所	市内事業所の実利用者の就労移行率が3割以上の事業所数（全体の5割以上）

② 就労定着支援

一般就労への定着を推進する就労定着支援について目標値を設定します。

<国の基本指針>

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

【目標値】

新たに創設された就労定着支援サービスを提供し、一般就労への定着を目指します。

項目	1年後定着率	考え方
平成30年度		支援開始後1年の定着率（8割以上）
平成31年度	80%	
平成32年度	80%	

5：障害福祉サービス等の見込み

障害福祉サービスごとに、平成26（2014）年度から平成29（2017）年度までの実績（見込みを含む。）を基に、平成32（2020）年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1か月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
（例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

「人分」・・・月間の利用人数

① 訪問系サービス

1 居宅介護

身体、知的、精神障がいのある人や障がいのある児童のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護の他、外出の際の移動支援等を総合的にを行います。

3 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

4 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。

5 重度障害者等包括支援

居宅介護を始めとする福祉サービスの包括的支援で、常に介護を必要とする人が対象です。

【現況】

訪問系サービスの利用人数には、大きな変動はありません。

【利用実績】**<訪問系サービスの1か月当たりの利用実績>**

内 容	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度見込	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
居宅介護	113	1,470	117	1,661	112	1,574	116	1,559
重度訪問介護	1	690	1	691	1	692	2	695
同行援護	20	485	20	507	27	952	25	534
行動援護	2	14	2	14	3	11	3	30
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
計	136	2,659	140	2,873	143	2,929	146	2,818

【見込量】**<訪問系サービスの1か月当たりの見込量>**

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
居宅介護	118	1,663	120	1,692	122	1,720
重度訪問介護	3	700	3	700	3	700
同行援護	26	650	27	675	28	700
行動援護	3	30	3	30	3	30
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	150	3,043	153	3,097	156	3,150

【見込量の考え方及び方策】

利用実績を基に利用人数を見込み、居宅介護は一人当たり月14.1時間、同行援護は一人当たり月25時間、行動援護は一人当たり月10時間利用するとして算出しています。

訪問系サービスの利用人数に大きな変動はありませんが、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

【現況】

常に介護が必要な障がい者の日中活動の場として需要があります。

【利用実績】

＜生活介護の1か月当たりの利用実績＞

内 容	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	160	3,235	166	3,360	171	3,458	169	3,387

【見込量】

＜生活介護の1か月当たりの見込量＞

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	174	3,480	179	3,580	184	3,680

【見込量の考え方及び方策】

生活介護は、日中活動の場として利用ニーズが高く、過去の実績から、単年度5人ずつの増加及び一人当たり月20日利用するとして算出しています。

生活介護の利用人数は増加傾向にあります。一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活が出来るよう、一定期間身体機能等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（機能訓練）の利用者は、主に身体障がい者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 <自立訓練（機能訓練）の1か月当たりの利用実績>

内 容	26年度		27年度		28年度		29年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	5	41	4	64	3	65	3	47

【見込量】 <自立訓練（機能訓練）の1か月当たりの見込量>

内 容	30年度		31年度		32年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	3	45	3	45	3	45

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度3人、一人当たり月15日利用するとして算出しています。

市内に事業所がなく、近隣市の事業所を利用していますが、利用人数は少なく、通所可能な範囲であることから、現状を維持していきます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活が送れるよう、一定期間生活能力等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（生活訓練）の利用者は、主に知的障がい者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】 <自立訓練（生活訓練）の1か月当たりの利用実績>

内 容	26年度		27年度		28年度		29年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	22	44	5	100	6	116	5	94

【見込量】 <自立訓練（生活訓練）の1か月当たりの見込量>

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	6	120	6	120	6	120

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度6人、一人当たり月20日利用するとして算出しています。

市内に事業所がないことから、近隣市の事業所を利用していますが、利用人数は少なく、通所可能な範囲であることから、現状を維持していきます。

エ 就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

平成26（2014）年度に事業所が市内に1カ所新設され、また、民間企業の雇用率も増加傾向にあることから、就労移行支援事業の利用人数も増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労移行支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	21	342	17	321	26	397	28	476

【見込量】 <就労移行支援の1か月当たりの見込量>

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	29	493	30	510	31	527

【見込量の考え方及び方策】

就労移行支援は、民間企業の雇用の増加傾向を考え、単年度1人ずつの増加、一人当たり月17日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

平成28（2016）年度に事業所が市内に1カ所新設され、事業所を利用する範囲が、隣接市町村域を越えて広域化していることから、利用人数も増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労継続支援（A型）の1か月当たりの利用実績>

内 容	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	17	339	21	425	21	431	24	461

【見込量】 <就労継続支援（A型）の1か月当たりの見込量>

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	25	500	26	520	27	540

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（A型）事業は、利用人数が増加傾向にあることから単年度1人ずつの増加、一人当たり月20日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対し、働く場所を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

平成27（2015）年度、平成28（2016）年度、平成29（2017）年度に事業所が市内に1カ所ずつ新設され、日中活動系サービスの中で一番利用人数が多いサービスであり、年々増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労継続支援（B型）の1か月当たりの利用実績>

内 容	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	164	2,680	171	2,704	168	2,773	181	2,887

【見込量】 <就労継続支援（B型）の1か月当たりの見込量>

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	186	2,976	191	3,056	196	3,136

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（B型）は、利用人数が増加傾向にあることから単年度5人ずつの増加、一人当たり月16日利用するとして算出しています。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において利用状況や事業所の動向を把握し、就労意欲に応える体制づくり及び工賃向上を図るための受注の拡大等の促進を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

キ 就労定着支援（新）

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

【見込量】 <就労定着支援の1か月当たりの見込量>

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労定着支援	5		5		5	

【見込量の考え方及び方策】

福祉施設から一般就労の移行者数より勘案し、単年度5人が利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

ク 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【現況】

医療機関での支援のため事業所数が限られていることから、療養介護の利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】

<療養介護の1か月当たりの利用実績>

内 容	26年度	27年度	28年度	29年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	15	14	13	13

【見込量】

<療養介護の1か月当たりの見込量>

内 容	30年度	31年度	32年度
	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	14	14	14

【見込量の考え方及び方策】

療養介護は、利用ニーズを考え、単年度14人として算出しています。

医療機関でのサービス提供であるため、医療機関と連携を図りながら、利用者に応じた適切なサービス提供ができるよう、サービス量の確保及びサービスの提供体制の整備に努めます。

ケ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

短期入所の利用人数には、大きな変動はありません。

【利用実績】

<短期入所の1か月当たりの利用実績>

内 容	26年度		27年度		28年度		29年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所	38	279	35	188	48	307	44	307

【見込量】

＜短期入所の1か月当たりの見込量＞

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所	45	315	45	315	45	315

【見込量の考え方及び方策】

短期入所は、利用人数の大幅な増加はみられませんが、介護者のレスパイトや緊急時の利用、また、潜在的なニーズを踏まえ、単年度1人、一人当たり月7日利用するとして算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

③ 居住系サービス

ア 自立生活援助（新）

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が、一人暮らしを希望する場合、一定期間、定期的な巡回訪問や必要な情報提供や助言等を行います。

【見込量】

＜自立生活援助の1か月当たりの見込量＞

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
自立生活援助	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

障がい者支援施設やグループホーム等を退所し、一人暮らしに移行した人等が地域で安心した生活を継続するために、地域移行支援、地域定着支援との一体的なサービス提供が必要と考えられるため、同様の人数が利用するものとして算出します。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

【現況】

平成29（2017）年度に事業所が市内に1カ所新設され、近隣市においてもグループホームの設置が進んだことより、利用人数が年々増加傾向にあります。

【利用実績】

<共同生活援助の1か月当たりの利用実績>

内 容	26年度	27年度	28年度	29年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助 （グループホーム）	75	85	91	92

【見込量】

<共同生活援助の1か月当たりの見込量>

内 容	30年度	31年度	32年度
	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助 （グループホーム）	97	102	107

【見込量の考え方及び方策】

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設、精神科病院からの地域移行を推進する上で重要な施策であり、利用人数は着実に増加しています。また、新たな施設整備も踏まえ、単年度5人ずつの増加で算出しています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、低所得の人への家賃助成やグループホーム新設事業者への設備費の一部補助等、サービスの提供体制の整備に努めます。

ウ 施設入所支援

入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までに、福祉施設入所からの地域生活へ移行した人数は2人です。しかしながら、在宅生活が困難な障がい者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【利用実績】

＜施設入所支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	26年度	27年度	28年度	29年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	91	90	86	87

【見込量】

＜施設入所支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	30年度	31年度	32年度
	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	86	85	84

【見込量の考え方及び方策】

本人の利用意向を踏まえ、福祉施設入所者の地域生活への移行や、地域での定着を支援するとともに、福祉施設への入所支援の必要な人も含め、単年度1人ずつ減少するものとして算出しています。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

平成24（2012）年度から障害福祉サービスを利用する全ての障がい者に対してサービス等利用計画が作成されるよう計画的に作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行っています。

【利用実績】

＜計画相談支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	26年度	27年度	28年度	29年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	238	161	168	170

【見込量】

＜計画相談支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	30年度	31年度	32年度
	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	173	176	179

【見込量の考え方及び方策】

計画相談支援は、平成29（2017）年度の見込みを基に、単年度3人ずつ増加するものとして算出しています。

計画相談支援は、障がい者本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において切れ目のない支援を実現する上で重要な役割を担っています。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、一人ひとりに応じたケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

イ 地域移行支援

現在、入院、福祉施設へ入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。

【現況】

地域移行支援の利用実績はありません。

【利用実績】

＜地域移行支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	0	0	0	0

【見込量】

＜地域移行支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

地域移行支援については、福祉施設からの退所や病院からの退院を支援し、地域移行を進める上で大きな役割を担っています。利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

ウ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性で起きた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

【現況】

地域定着支援の利用実績はありません。

【利用実績】

＜地域定着支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	0	0	0	0

【見込量】

＜地域定着支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方等が、地域で安心した生活を継続するためには、地域移行支援との一体的な利用が必要と考えられるため、地域移行支援で見込む人数全員が利用するものとして算出しています。

利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、適切にサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

6：地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

平成26（2014）年度から平成29（2017）年度までの実績（見込みを含む。）を基に、平成32（2020）年度までを予測して、1年間の目標数値を設定しています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいや障がいのある人についての関心と正しい理解を深めるため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等と共に障がい者の生活状況等を把握し、「障がい者週間」を始め、様々な機会を通じて研修及び普及・啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動について助成金を交付する等の支援を行います。

③ 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

ア 障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を開催します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

本市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員等を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居に支援が必要な障がい者について、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等利用の観点から、成年後見制度の利用が有効な知的障がい者又は精神障がい者等に対して、成年後見制度の利用を支援します。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者に申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

資力の有無にかかわらず、成年後見制度を必要としている方に適切な支援ができるよう、法人として後見人に就任します。

【利用実績】

＜相談支援事業の年間利用実績＞

内 容		単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
相 談 支 援	障がい者相談支援事業	箇所数	9	9	12	12
	基幹相談支援センター設置	実施の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	0	0	1	3

【見込量】

＜相談支援事業の年間見込量＞

内 容		単 位	30 年度	31 年度	32 年度
相 談 支 援	障がい者相談支援事業	箇所数	13	14	15
	基幹相談支援センター設置	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	4	5	6

【見込量の考え方及び方策】

障がい者相談支援事業は、包括的役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に、関係機関とのネットワークの強化及び相談支援体制の充実に向けた取組を行います。

また、成年後見制度利用支援事業については、判断能力が十分ではない障がい者が、地域で適切な支援が受けられるよう制度周知を図るとともに、権利擁護体制の強化を図ります。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口配置する事業などを通じて、障がい者の意思疎通を支援します。

【利用実績】

＜意思疎通支援事業の年間利用実績＞

内 容		単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数		21	23	34	35
	延件数		282	202	272	280
手話通訳者設置事業	設置者数		1	1	1	1

【見込量】

＜意思疎通支援事業の年間見込量＞

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	36	37	38
	延件数	285	290	295
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

手話通訳者、要約筆記者の派遣についてのコーディネートを行い、サービスの向上に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者及び必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 日常生活用具給付事業

主に重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

＜日常生活用具の種類＞

ア 介護訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッドなど

イ 自立生活支援用具

入浴補助用具・頭部保護帽・移動、移乗支援用具・T字状、棒状の杖・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障がい者用屋内信号装置など

ウ 在宅療養等支援用具

透析液加温器・ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計（音声式）など

エ 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障がい者用ポータブルレコーダー・視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置・人工咽頭・点字図書など

オ 排泄管理支援用具

ストマ用装具・収尿器

カ 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作補助用具

【利用実績】 **<日常生活用具給付事業の年間給付件数実績>**

内 容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
介護訓練支援用具	4	18	13	7
自立生活支援用具	19	18	15	22
在宅療養等支援用具	22	9	16	18
情報・意思疎通支援用具	25	24	11	18
排泄管理支援用具	1,686	1,670	1,671	1,752
居宅生活動作補助用具	1	1	0	1

【見込量】 **<日常生活用具給付事業の年間給付件数見込量>**

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
介護訓練支援用具	11	11	11
自立生活支援用具	19	19	19
在宅療養等支援用具	17	17	17
情報・意思疎通支援用具	20	20	20
排泄管理支援用具	1,788	1,824	1,860
居宅生活動作補助用具	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

直腸・ぼうこう機能障がい者の増加に伴い、排泄管理支援用具の給付件数が増加しており、今後も増加するものとして算出しています。それ以外の用具については、おおむね現状どおりの給付件数で算出しています。引き続き、障がいの特性に応じた用具の給付に努めます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話を必要とする聴覚障がい者の意思疎通支援を充実するため、手話奉仕員養成研修を実施します。

【利用実績】 **<手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者実績>**

内 容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
手話奉仕員養成研修事業	31	19	22	20

【利用見込】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者見込量>

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業	20	20	20

【見込量の考え方及び方策】

日常会話程度の表現技能を習得し、日常生活及び交流活動等における支援者、理解者を地域に増やすことを目的に行います。単年度20人として研修修了者を算出し、引き続き計画的な手話奉仕員養成研修を実施します。

⑦ 移動支援事業

障がい者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【利用実績】 <移動支援事業の年間実績>

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
移動支援事業	実利用人数	114	112	113	114
	延利用時間	7,178	6,986	7,370	7,524

【利用見込】 <移動支援事業の年間見込量>

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
移動支援事業	実利用人数	115	116	117
	延利用時間	7,590	7,656	7,722

【見込量の考え方及び方策】

利用人数は大幅な変動がないため、単年度1人ずつの増加、一人当たり月5.5時間利用するとして算出しています。

地域における障がい者の社会参加の促進を支援するため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

⑧ 地域活動支援センター

障がい者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。

【利用実績】

＜地域活動支援センターの年間利用実績＞

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3	3
	実利用者数	48	48	51	48
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	9	7	7	6
	実利用者数	13	10	9	9

【利用見込】

＜地域活動支援センターの年間利用見込量＞

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3
	実利用者数	48	48	48
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	6	6	6
	実利用者数	9	9	9

【見込量の考え方及び方策】

地域活動支援センターは、障害福祉サービスへの移行も想定されますが、現在の利用実績を維持するものとし算出して、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助の継続に努めます。

⑨ 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴することが困難な重度障がい者を対象に、訪問による入浴サービスを提供します。

【利用実績】

＜訪問入浴サービス事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
訪問入浴サービス事業	実利用人数	10	11	13	13
	延利用回数	737	810	706	940

【見込量】

＜訪問入浴サービス事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数	14	15	16
	延利用回数	1,176	1,260	1,344

【見込量の考え方及び方策】

訪問入浴サービスは、単年度1人ずつの増加、一人当たり月7回利用するとして算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。

【利用実績】

＜日中一時支援事業の年間利用実績＞

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
日中一時支援事業	実利用人数	185	192	187	190
	延利用回数	14,272	15,574	15,886	13,680

【利用見込】

＜日中一時支援事業の年間利用見込量＞

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
日中一時支援事業	実利用人数	193	196	199
	延利用回数	13,896	14,112	14,328

【見込量の考え方及び方策】

利用人数は年々増加傾向にあるため、単年度3人ずつの増加、一人当たり月6日利用するとして算出しています。

今後は、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受入体制も含め、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

⑪ 社会参加促進事業

ア 点字、声の広報等発行事業

視覚障がい者が地域生活をするために必要な情報を提供できるよう、広報紙等の点訳、音声訳等を定期的に行います。

【利用実績】 <点字、声の広報等発行事業の年間利用実績>

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	29	29	30	30
	発行回数	23	23	23	23

【利用見込】 <点字、声の広報等発行事業の年間利用見込量>

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	30	30	30
	発行回数	23	23	23

【見込量の考え方及び方策】

点字、声の広報等発行事業は、「広報いせはら」を「点訳広報」又は「声の広報」として作成し、年間23回対象者へ配付しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

イ 自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。

【利用実績】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用実績>

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	2	1	0	1

【利用見込】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用見込量>

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	2	2	2

【見込量の考え方及び方策】

自動車運転免許取得費用は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度2人として算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

ウ 自動車改造費の助成

身体障がい者が自ら所有し、又は運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。

【利用実績】 <自動車改造費用助成の年間利用実績>

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
自動車改造費の助成	実利用人数	2	0	3	3

【利用見込】 <自動車改造費用助成の年間利用見込量>

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
自動車改造費の助成	実利用人数	3	3	3

【見込量の考え方及び方策】

自動車改造費の助成は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度3人として算出しています。地域における障がい者の生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。

エ 重度障がい者移送サービス事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。

【利用実績】 <重度障がい者移送サービス事業の年間利用実績>

内 容	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
重度障がい者移送サービス事業	延利用回数	323	310	451	460

【利用見込】 <重度障がい者移送サービス事業の年間利用見込量>

内 容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
重度障がい者移送サービス事業	延利用回数	460	460	460

【見込量の考え方及び方策】

福祉有償運送事業が定着してきていますが、リフト付きハンディキャブ（やまどり号）の利用ニーズは高いため、引き続き委託を継続し、移動の支援を行います。

障がい児福祉計画 (障害児通所支援等の見込量と確保策)

障がい児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、成人に至るまで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

1：児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

平成 32 年度までに、地域の障害児やその家族への相談、障害児施設等への援助、助言を行う地域の中核的な療育支援施設「児童発達支援センター」の設置を目指します。

<国の基本指針>

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域であっても差し支えない。

2：保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を実施する事業所数は市内に 2 事業所あり、平成 28 (2016) 年度の利用者数は 3 人と少ない状況です。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

<国の基本指針>

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする、

3：重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

現在市内には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は1事業所、放課後等デイサービスは1事業所と少ないため、近隣市や日中一時支援等他サービスも利用している。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

<国の基本指針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、湘南西部保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業（重心医療的ケア支援ネットワーク会議）を活用するとともに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において協議等を行い、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。

<国の基本指針>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

5：障害児通所支援等サービス等の見込み

障害児通所支援サービスごとに、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度実績までの（見込みを含む。）を基に、平成32（2020）年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1か月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
（例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

ア 障害児通所支援

未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行っています。

1 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

2 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

3 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

4 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等にある障がい児のうち、障がい通所支援を利用するため外出の困難な障がい児に対して、発達支援を行うサービスを提供します。

6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

重度の障がい等にある障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【現況】

市内に児童発達支援事業所が平成28（2016）年度に1事業所、放課後等デイサービス事業所は、平成27（2015）年度に2事業所、平成28（2016）年度に4事業所、平成29（2017）年度に1事業所が新設されました。

そのため放課後等デイサービスは、利用実績を大きく上回りこととなり、平成29（2017）年度見込みでは、平成26（2014）年度に比べ約1.8倍となっています。

【利用実績】

＜障害児通所支援の1か月当たりの利用実績＞

内 容	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度見込	
	実人数	人日分 / 月	実人数	人日分 / 月	実人数	人日分 / 月	実人数	人日分 / 月
児童発達支援	151	658	146	591	152	683	132	790
放課後等デイサービス	106	552	134	867	160	1,325	198	1,575
保育所等訪問支援	2	2	1	1	2	3	3	3
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0

【見込量】

＜障害児通所支援の1か月当たりの見込量＞

内 容	30 年度		31 年度		32 年度	
	実人数	人日分 / 月	実人数	人日分 / 月	実人数	人日分 / 月
児童発達支援	150	750	153	765	156	780
放課後等デイサービス	208	1,664	216	1,728	224	1,792
保育所等訪問支援	4	8	5	10	6	12
医療型児童発達支援	1	5	1	5	1	5
居宅訪問型児童発達支援	1	5	1	5	1	5
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数		0		0		1

【見込量の考え方及び方策】

- 1 児童発達支援は、発達（療育）相談からサービス利用につながる場合が多く、年々相談件数が増加傾向にあるため、単年度3人ずつ増加、一人当たり月5日利用するとして算出しています。
- 2 放課後等デイサービスは、利用人数が増加傾向にあることから単年度8人ずつ増加、一人当たり月8日利用するとして算出しています。
- 3 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問した専門職支援であり、発達（療育）相談事業による保育所等への巡回相談との役割分担を考慮しながら、利用人数は大きな変動はないものとして単年度1人、月2日利用するとして算出しています。

- 4 医療型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日利用するとして算出しています。
- 5 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日利用するとして算出しています。
- 6 地域支援拠点等整備との整合を図り算出しています。

障害児通所支援を利用する人数は着実に増加しており、障害児通所支援の枠内で考えるだけでなく、一般施策としての子育て支援も視野に入れながら、総合的な形での支援を実践していくことが重要であると考えます。

発達の段階に応じた適切なサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促します。

イ 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する全ての児童を対象に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

平成24（2012）年度から、障害児通所支援サービスを利用する全ての児童に対して障害児支援利用計画を作成されるよう計画的に作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行っています。

【利用実績】

<障害児相談支援の1か月当たりの利用実績>

内 容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	177	159	229	111

【見込量】

<障害児相談支援の1か月当たりの見込量>

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	130	138	146

【見込量の考え方及び方策】

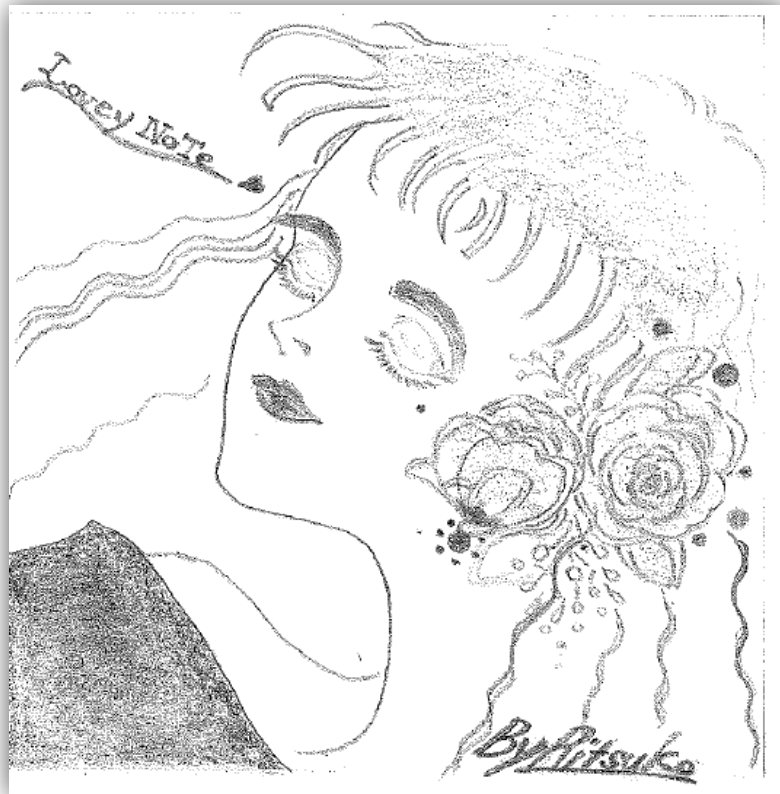
障害児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用人数の実績を基に算出しています。

障害児相談支援は、障がい児本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において、切れ目のない支援を実現することが重要です。

伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、一人ひとりに応じたケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

第6章

計画の推進に向けて



イラスト：Ritsuko 作

(1) 市内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、市内の推進体制の充実に努めます。

また、全ての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域の支援体制の強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして、一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を活用し、市内の障がい福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

(3) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

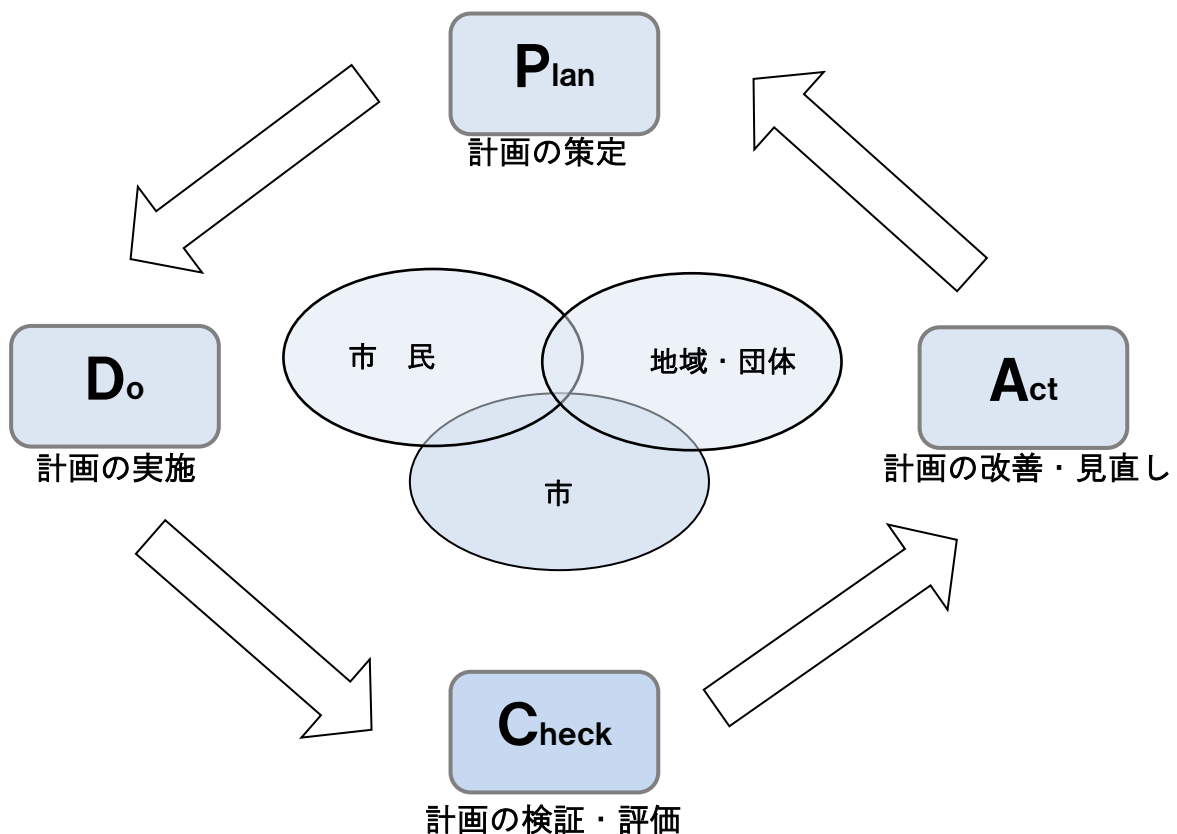
(1) PDCAサイクルについて

「PDCAサイクル」とは、様々な分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくためにとても重要です。

そのため、作成した計画については、進捗状況を把握するだけでなく、検証・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していく必要があります。

■PDCAサイクルのイメージ図



(2) 計画の検証と評価

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会に対して、事業の実績等、取組状況を報告していきます。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会での議論を踏まえた上で、意見を集約し、検証・評価を行います。

その評価を受け、庁内において、事業の見直しを含めて検討を行い、年度ごとに評価をまとめます。

まとめた評価については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会に報告するとともに、ホームページに公開します。

資料編



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱
(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うことにより、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくることを目的として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び課題の情報共有
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (4) 法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び法第88条の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定、進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (7) その他障害福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害者支援施設者又は障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障害者関係団体
- (8) 障害者等又はその家族
- (9) 行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める協議事項に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

2 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(企画運営会議)

第9条 次の事項について協議するため、企画運営会議を置くことができる。

(1) 協議会運営に関すること。

(2) 専門部会の活動内容の把握及び課題等の情報共有

(3) 計画案の策定、その他計画案の策定に必要な事項に関すること。

2 企画運営会議の委員は、第5条第1項の会長及び副会長並びに、前条第1項の部会長をもって組織する。

3 企画運営会議は、会長が召集し、その議長となる。

(秘密の保持)

第10条 協議会及び専門部会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の取扱いについて、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）の趣旨を十分尊重し、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会、専門部会及び企画運営会議の庶務は、伊勢原市障害福祉主管課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この告示は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者自立支援協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月10日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会名簿
 (任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

◎会長 ○副会長

区 分		団 体 名	委 員 名
学識経験者		東海大学社会福祉学科	菅野 和恵
相談支援事業所		(社福)常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	千葉 高史
		(NPO法人)かでの湘南	喜多 祐荘
福祉サービス提供事業所		(社福)緑友会 みどり園	平田 栄孝
		(社福)至泉会 すこやか園	藤原 雄三
	◎	(社福)さくらの家福祉農園 障がいサポート コールラビ	勝田 俊一
		(社福)かながわ共同会秦野精華園	原田 鉄也
		(社福)伊勢原市社会福祉協議会	吉野 富夫
医療・保健関係		平塚保健福祉事務所 秦野センター	彦根 倫子
教育・雇用関係		県立伊勢原養護学校	吉垣 知子
		県立平塚養護学校	橋爪 京子
		平塚公共職業安定所	渡辺 和広
		神奈川能力開発センター	柴田 良樹
		(社福)進和学園 障がい者就業・生活支援センター サンシティ	山崎 健太郎
企 業		伊勢原市雇用促進協議会	小島 利春
障害者関係団体	○	伊勢原市身体障害者福祉協会	米山 昇
		(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会	大杉 あや子
		伊勢原市精神障がい者を支える事業所連絡会	長谷川 敏江
行政関係		子ども家庭相談課	岡村 純一
		障害福祉課	鎮目 光章

<専門部会>

相談支援部会	21	(社福)至泉会 すこやか園生活支援センター	矢野 健作
権利擁護部会	22	(NPO法人)かでの湘南	喜多 祐荘
こども支援部会	23	※事務局	
災害時支援部会	24	(社福)伊勢原市手をつなぐ育成会 あとり	志村 功
精神障害者支援部会	25	(NPO法人)そよ風 伊勢原そよ風ハウス	綿貫 眞知子
就労支援部会	26	神奈川能力開発センター	大木 三津子
当事者部会	27	伊勢原市身体障害者福祉協会	早乙女 松男

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会企画運営会議名簿

	事業所名	氏名
会長	さくらの家福祉農園	勝田 俊一
副会長	伊勢原市身体障害者福祉協会	米山 昇
学識経験者	東海大学社会福祉学科 准教授	菅野 和恵
相談支援部会	すこやか園生活支援センター	矢野 健作
権利擁護部会	かでの湘南	喜多 祐荘
こども支援部会	※事務局	
災害時支援部会	地域作業所ドリーム	志村 功
精神障害者支援部会	伊勢原そよ風ハウス	綿貫 真知子
就労支援部会	神奈川能力開発センター	大木 三津子
当事者部会	視覚障害者	早乙女 松男
湘南西部保健福祉 圏域自立支援協議会	丹沢自律生活支援センター総合相談室	千葉 高史
事務局	障害福祉課	鎮目 光章
		吉川 久美子
		平井 礼子

計画策定の経過

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

第1回社会福祉審議会

日時 平成29年10月13日(金) 午後3時20分～5時30分

場所 伊勢原市役所 2C会議室

参加人数 26人

1 協議事項

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 第4期伊勢原市地域福祉計画の策定について
- (3) 第5期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について
- (4) 第7期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (5) 第3次伊勢原市食育推進計画の策定について
- (6) 健康いせはら21(第3期)計画の策定について

第2回社会福祉審議会

日時 平成29年11月21日(火) 午前10時～11時40分

場所 伊勢原市民文化会館

参加人数 16人

1 報告事項

- (1) 第5期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第7期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (3) 第3次伊勢原市食育推進計画の策定について
- (4) 健康いせはら21(第3期)計画の策定について

第3回社会福祉審議会

日時 平成30年2月19日(月) 午後1時30分～

場所 伊勢原市役所 全員協議会室

参加人数 16人

1 報告事項

- (1) 第5期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について

- (2) 第7期伊勢原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (3) 第3次伊勢原市食育推進計画の策定について
- (4) 健康いせはら21(第3期)計画の策定について

(2) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成29年7月13日(木) 午後2時~4時

場所 伊勢原市役所 2C会議室

参加人数 21人

- 1 各専門部会の活動報告及び今年度の取り組み内容について
- 2 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画概要について
- 3 第5期障がい者計画等策定に伴う「障害福祉についての市民意識調査」の実施について
- 4 第1回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成29年10月3日(火) 午後2時~4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 20人

- 1 各専門部会の取り組みについて
- 2 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案について
- 3 第2回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

第3回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成30年2月2日(金) 午後2時~4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 24人

- 1 各専門部会の取り組みについて
- 2 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画最終校正について
- 3 平成29年度相談支援事業について
- 4 第3回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会について

(3) 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会企画運営会議

第1回企画運営会議

日時 平成29年7月13日(木) 午後2時～4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 10人

- 1 各専門部会の取組みについて
- 2 計画策定スケジュールについて
- 3 「障害福祉についての市民意識調査」の実施について

第2回企画運営会議

日時 平成29年7月27日(木) 午後2時～4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 12人

- 1 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画骨子案について

第3回企画運営会議

日時 平成29年9月26日(火) 午後2時～4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 10人

- 1 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案について
- 2 第2回伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の内容について

第4回企画運営会議

日時 平成29年11月17日(金) 午後2時～4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 8人

- 1 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案について

第5回企画運営会議

日時 平成30年1月26日(金) 午後2時～4時

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 12人

- 1 第5期障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画最終校正について
- 2 第3回伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の内容について

用語解説

あ行

◎インクルーシブ教育

インクルーシブ教育は、障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示された。

◎NPO 法人

特定非営利組織のこと。Non Profit Organization（ノ・プロフィット・オーガニゼーション）の略。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織のこと。

か行

◎基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

◎ケアマネジメント

障がい者やその家族などからの相談に応じて最適な援助ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどが適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。

◎権利擁護

自己の権利を主張することが困難な障がい者等の権利を守るために、ニーズを自ら表明することを支援し、または代弁すること。

さ行

◎サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

障害福祉サービス（障害児通所支援）を適切に利用することができるよう、障がい者（児）のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）が作成する。

◎障害者雇用支援月間

昭和23年8月のヘレンケラー女史の日本訪問を機に、労働省（当時）は9月1日から7日までを「身体障害者職業更生週間」と決めました。その後、昭和38年から9月を「障害者雇用促進月間」と定め、平成16年から「障害者雇用支援月間」に名称変更され、全国的に様々な啓発・支援活動が行われています。

◎障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定められた。

◎障がい者の法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。平成30年4月からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められます。なお、障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

◎障害者白書

障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障がい者のために講じた施策の概況について明らかにしているもの。

◎障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業

湘南西部圏域の3市2町（平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町）が地域連携を活用した支援体制づくりを行うことで、拠点事業所が中心となり、支援困難な障がい児者（重症心身障がい児者等）に対して、短期入所等福祉サービスを提供する。

◎障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

神奈川県では、重層的な相談支援体制を構築し、広域のかつ専門的な支援を行うことにより障がい者の福祉の増進を図ることを目的に「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」を横浜・川崎・相模原を除く県内5圏域で民間の相談支援事業者に委託。3市2町（平塚市・伊勢原市・秦野市・大磯町・二宮町）を合わせた、湘南西部障害保健福祉圏域では「湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」と称し活動している。

◎自立支援医療（精神通院）医療

公費負担医療のひとつ。精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

た行

◎特定医療費

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち厚生労働大臣が定める疾患をさす。指定難病とも称される。

は行

◎パブリックコメント

「意見公募」と言い換えることができる。行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法。

◎バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

◎ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方々など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることで、援助を得やすくするよう、東京都が開発したマーク。

ま行

◎民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

◎モニタリング

ケアマネジメントの一過程。支援計画に照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。モニタリングされた事項は、支援チームにおいて評価され、必要に応じて支援計画の変更を検討する。

や行

◎ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

ら行

◎ライフステージ

人の発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れ、これをライフステージ（発達段階）と呼んでいる。一般に、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分している。

◎レスパイト

障がい者（児）の親や家族を一時的に障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

 伊勢原市／保健福祉部 障がい福祉課

神奈川県伊勢原市田中 348 番地 〒259-1188 Tel 0463-94-4711 Fax 0463-95-7612

ISEHARA CITY 348 Taraka,sehara,Kanagawa,259-1188 Japan Tel0463-94-4711 Fax0463-95-7612



伊勢原市公役イメージキャラクター
クルリン